

**JETRO 日本産農水産物**

**食品サンプル展示&オンライン商談 2022 in Thailand**

JETRO Online Business Matching & Exhibition of Japanese Food Products 2022

**出品希望者向け説明会**

**2022年 10月 11日 (13時 (日本時間) より)**

**第2回サンプル展示&オンライン商談用**

# 本日の説明事項

1. 本事業の概要
2. タイの日本産食品市場について
3. 商談参加のポイント（バイヤータイプ・輸入規制等対応）について
4. 商談のお申込方法について
5. サンプル商品の輸送について

A close-up photograph of a dark green matcha powder mound in a black bowl, with a bamboo whisk resting on the side. The background is a textured bamboo mat.

# 本事業の概要

About this project

# 事業概要

事業名 **JETRO日本産農水産物・食品サンプル展示&オンライン商談会2022 in Thailand**  
JETRO Online Business Matching & Exhibition of Japanese Food Products 2022

サンプル展示 **バンコク都内\***  
※ 新型コロナウイルス感染症の状況により変更の可能性あり。

商談日程 **第1回目：2022年08月29日（月）～09月22日（木）※土日除く**  
(予定) **第2回目：2023年01月23日（月）～02月17日（金）※土日除く** ※今回の説明会の対象

商談時間 11:00 – 17:45（日本時間） / 09:00 - 15:45（タイ時間） / 1コマ45分

商談参加方法 TV会議システム「ZOOM」を利用したオンラインによる実施

# 本事業の特徴

## Point 1

オンライン商談なので、  
希望の場所から参加可能！

## Point 2

商品サンプルは、タイの  
バイヤーの手元まで配送！  
サンプルの常設展示も実施

## Point 3

日本語・タイ語通訳付で、  
言語に不安でも参加可能！

## Point 4

商談会は2回開催！  
2022年8月・2023年1月  
今回が今年度の2回目！

## Point 5

バイヤーニーズを事前公開！  
何件でも商談が申し込める



本事業では  
バイヤーの一覧から  
出品者がバイヤーに  
商談を申し込むこと  
ができます。

## 【参考】2021年度開催オンライン商談会の様子

出品者数

**452**社(延べ)

商談数

**998**件

参加バイヤー数

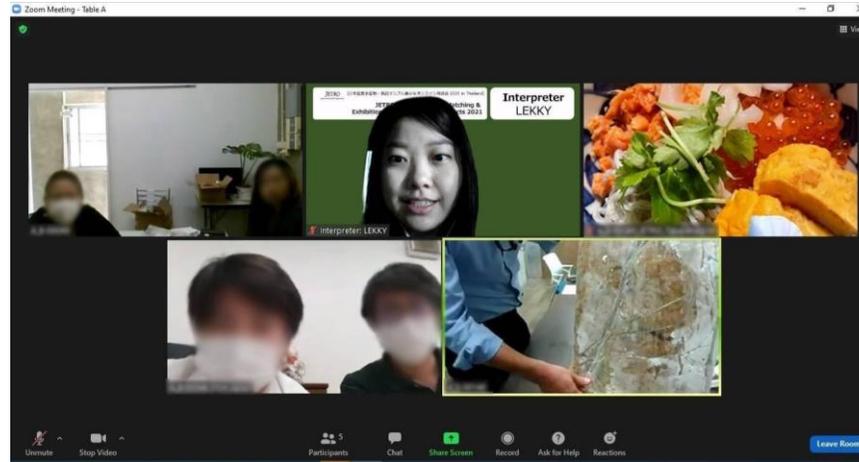
**311**社(延べ)

### 商談に参加したバイヤー例

Big C.Supercenter PCL	Boncafe (Thailand) Co.,Ltd.	Central Food Retail Co.,Ltd.	Central Restaurants Group Co.,Ltd.
CTI Food Supply Co.,Ltd.	Food Project (Siam) Co.,Ltd.	Hanwa Thailand Co.,Ltd.	Jagota Brothers Trading Co.,Ltd.
Kacha Brothers Co.,Ltd.	MK Restaurant Group PCL	Pan Food Co.,Ltd.	Shop Global (Thailand) Co.,Ltd.
Siam Piwat Co.,Ltd.	Siam Takashimaya (Thailand) Co.,Ltd.	Siamsamut Warin Co.,Ltd.	Simiran Food Products Co.,Ltd.
Sumitomo Corporation Thailand Co.,Ltd.	T. Thai Snack Foods Co.,Ltd.	The Mall Group Co.,Ltd.	Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

**3回商談会実施で  
合計約22億円、  
約1,300件の成約  
(見込)を達成!!**

# 2021年の商談会実績



## 【出品者よりコメント】

- ・ コロナ禍で渡航が叶わない中でも、新規のバイヤー様と商談の機会が持てた。
- ・ タイの輸入規制についても、詳しく聞いて良かった。
- ・ 現地の状況・意見が聞け、今後の商品開発にも参考になった。
- ・ 商談前にサンプルがバイヤー様の手元に届いていて、意見をもらいながら具体的な商談ができてよかった。

**など、お喜びの声を多数いただいています！**

JETRO本部（岡澤）、バンコク事務所（谷口、村上、ヤーダー）以外に下記の者から連絡をさせていただくことができます。

## 事務局：株式会社メディエーター（Mediator Co., Ltd.）

担当 ケーシニー、ワンウィサー、アリサ（全員日本語 / タイ語可能）

拠点 タイ王国・バンコク

E-mail food@mediator.co.th

## 輸送担当：※決まり次第、お知らせ致します。

（サンプル輸送をお申込みの場合、輸送担当会社より連絡がありますので、必ずご対応ください）

A close-up photograph of a dark green matcha powder in a black bowl, with a bamboo whisk resting on the edge. The bowl is placed on a light-colored bamboo mat. The background is softly blurred, showing more of the mat and the whisk.

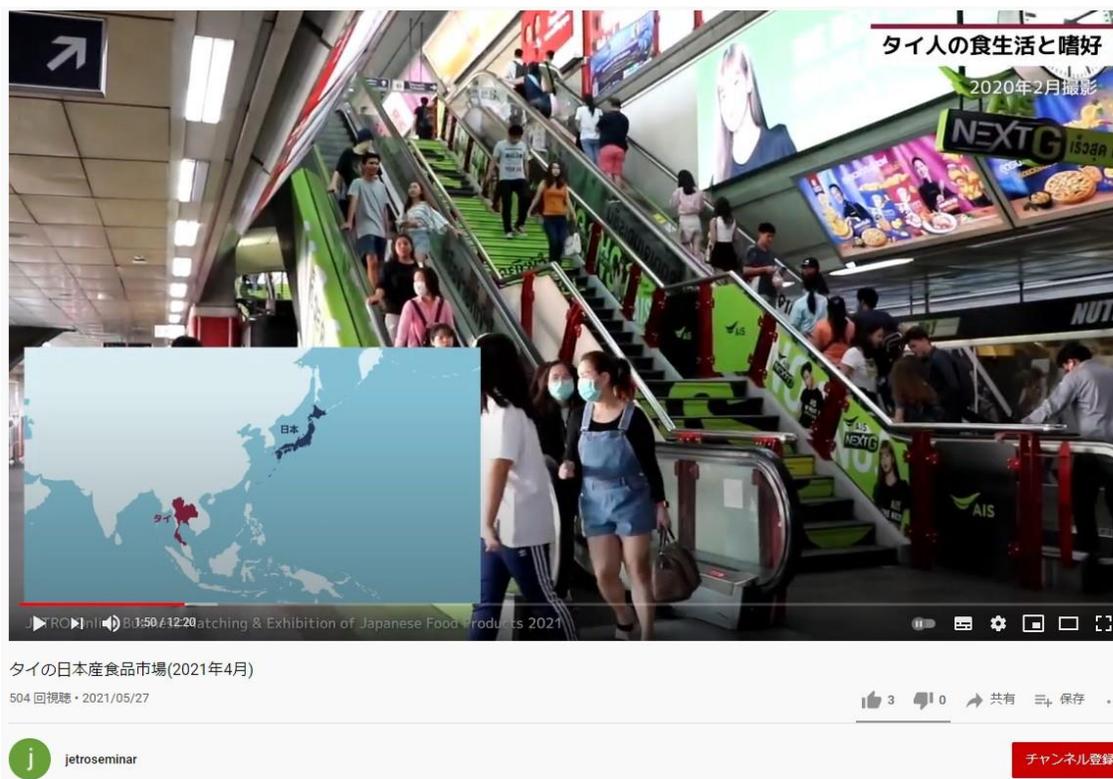
# タイの日本産食品市場について

About Thai market of food products from Japan

# タイの日本産食品市場について

タイの食品市場・流通の概要と日本産食品を売り込むポイントを紹介しています。ぜひ一度ご覧ください！

動画はこちらのリンク、または以下のQRコードよりご覧ください。>>> <https://www.youtube.com/watch?v=3WNXu2A5y1c>



# 商談参加のポイント①～バイヤータイプ～

About this Project

## 参加予定バイヤー概要 (2022.10.10 時点)

カテゴリ	第2回商談会の 参加予定バイヤー数	カテゴリ	第2回商談会の 参加予定バイヤー数
水産物・水産加工品	68	日本酒	34
牛肉	43	焼酎	27
豚肉	25	その他アルコール飲料	34
その他肉類	27	野菜	34
牛乳・乳製品	49	果実	42
米・包装米飯	35	きのこ	19
米菓	50	茶	65
菓子（米菓除く）	65	調味料類	67
清涼飲料水	61	その他加工食品	86

# 掲載を予定しているバイヤー情報

Product categories for business matching

商談可能品目	温度帯			パッケージ形態	
	常温	冷蔵	冷蔵	小売用	業務用
水産物・水産加工品		✓			✓
牛肉		✓			✓
牛乳・乳製品		✓			✓
菓子（米菓除く）	✓	✓			✓
野菜		✓			✓
果実		✓			✓
その他加工食品	✓	✓			✓

Product request

具体的な希望商品

水産物：カニ味噌、マグロ、ホタテ、ウニ。お菓子：北海道産お菓子。野菜：北海道産冷蔵野菜（ブロッコリ、アスパラガス）。果物：ゆず。その他は、ジャガイモ、ジャガイモ粉、ゆずソース。

特別なご希望

-

Business matching conditions

商談相手となる出品者に求めること

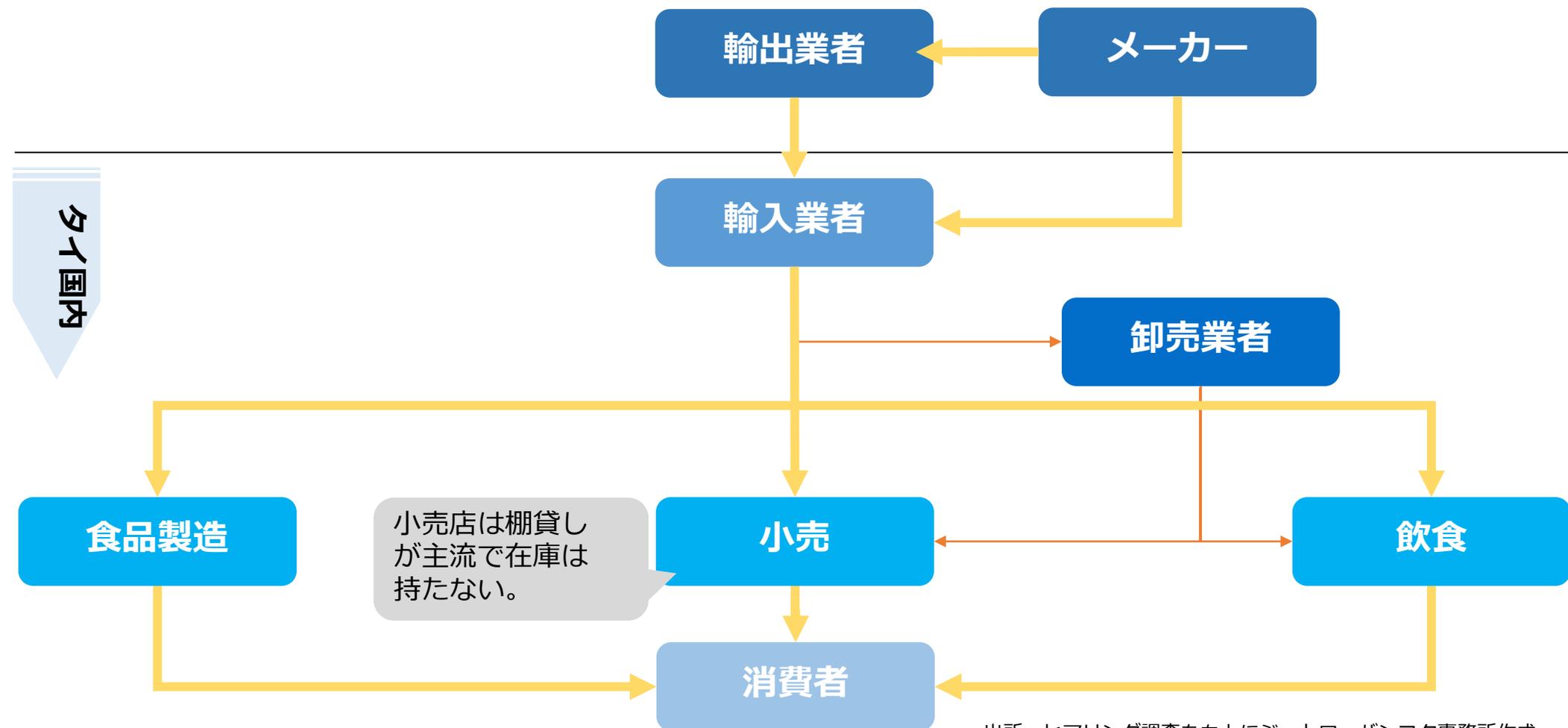
海外輸出経験	必須
GMP等の証明書（ISO22000、食品衛生法（日本）の営業許可証等）	必須（ただし酒類はGMP証明書は不要）
特定原産地証明書（JTEPA利用）	必須
対応可能な言語（商談会以降）	英語、日本語、タイ語
商品の希望取引方法	日本での輸出手続きは、バイヤー指定の日本の輸出商社を利用する必要がある（出品者自身が行う、又は出品者が希望する輸出商社の利用は不可）。

- 社名
- 資本金
- 売上金
- 住所
- ウェブサイト
- 従業員数
- 業種
- 取引先
- ターゲット
- 日本からの輸入品目
- 日本以外からの輸入
- 商談可能商品（品目、温度帯、期限、パッケージ形態）
- 商談相手に求める条件
- 商品サンプル など

**【重要です！！】**  
**※貴社の希望にあっているか必ず確認してください。**  
**確認不足によるミスマッチが発生しています。**

## タイにおける日本産食品・食材の流通

- 輸入業者を通じ、大別すると①食品製造、②小売（EC含む）、③飲食の3種類で流通。
- 日本産食品については、輸入御者が卸売が行うのが主流。卸売市場や卸売業者をさらに経由するケースも一部存在。



出所：ヒアリング調査をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

# 商談推奨のバイヤーのタイプについて

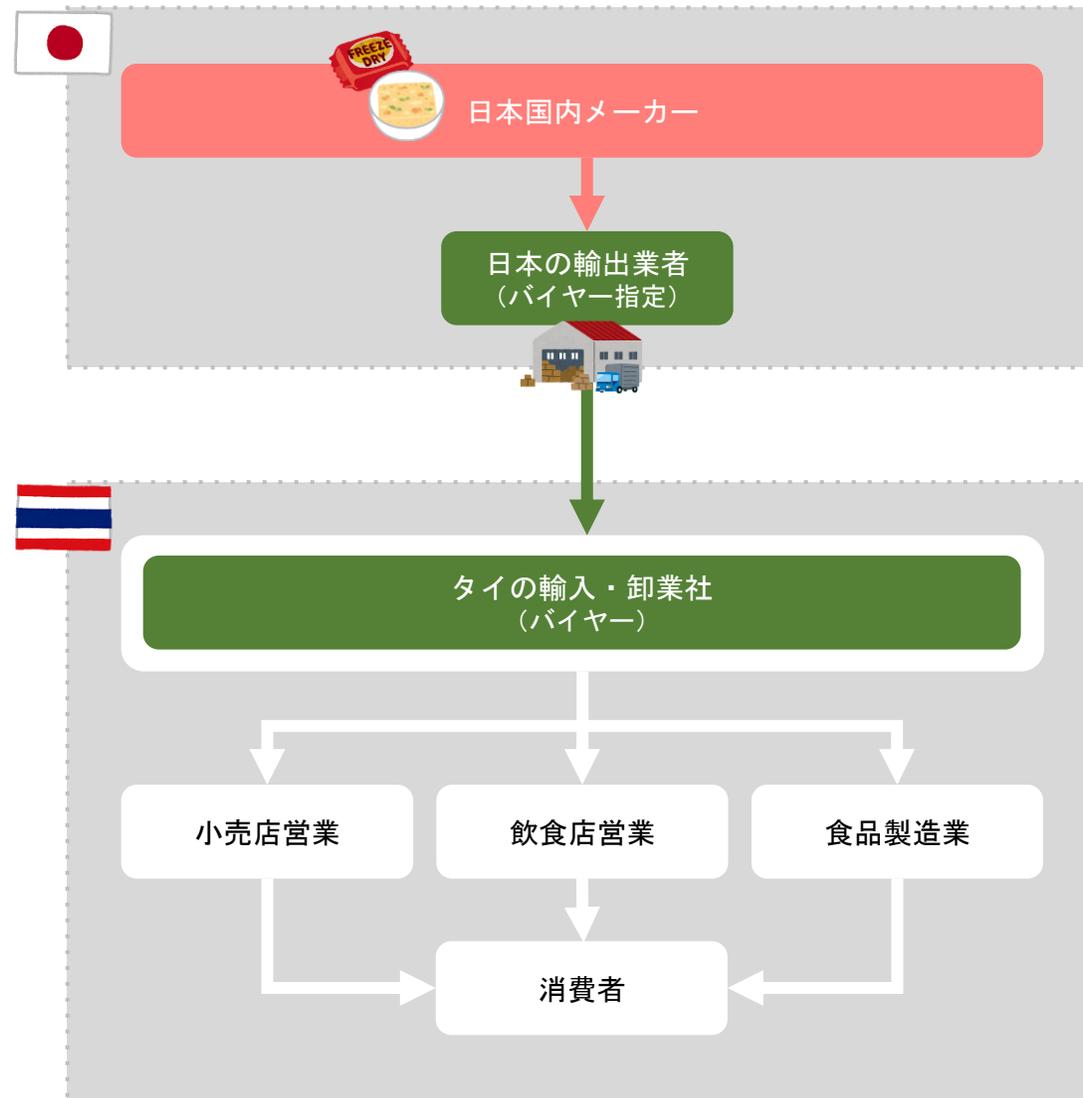
## 貴社の希望

日本国内の指定倉庫に商品を納め、その先はお任せ

## 商談推奨のタイのバイヤー

- 輸入・卸売業者
  - ・ バイヤー指定の日本国内輸出業者が存在

# 【パターン①】

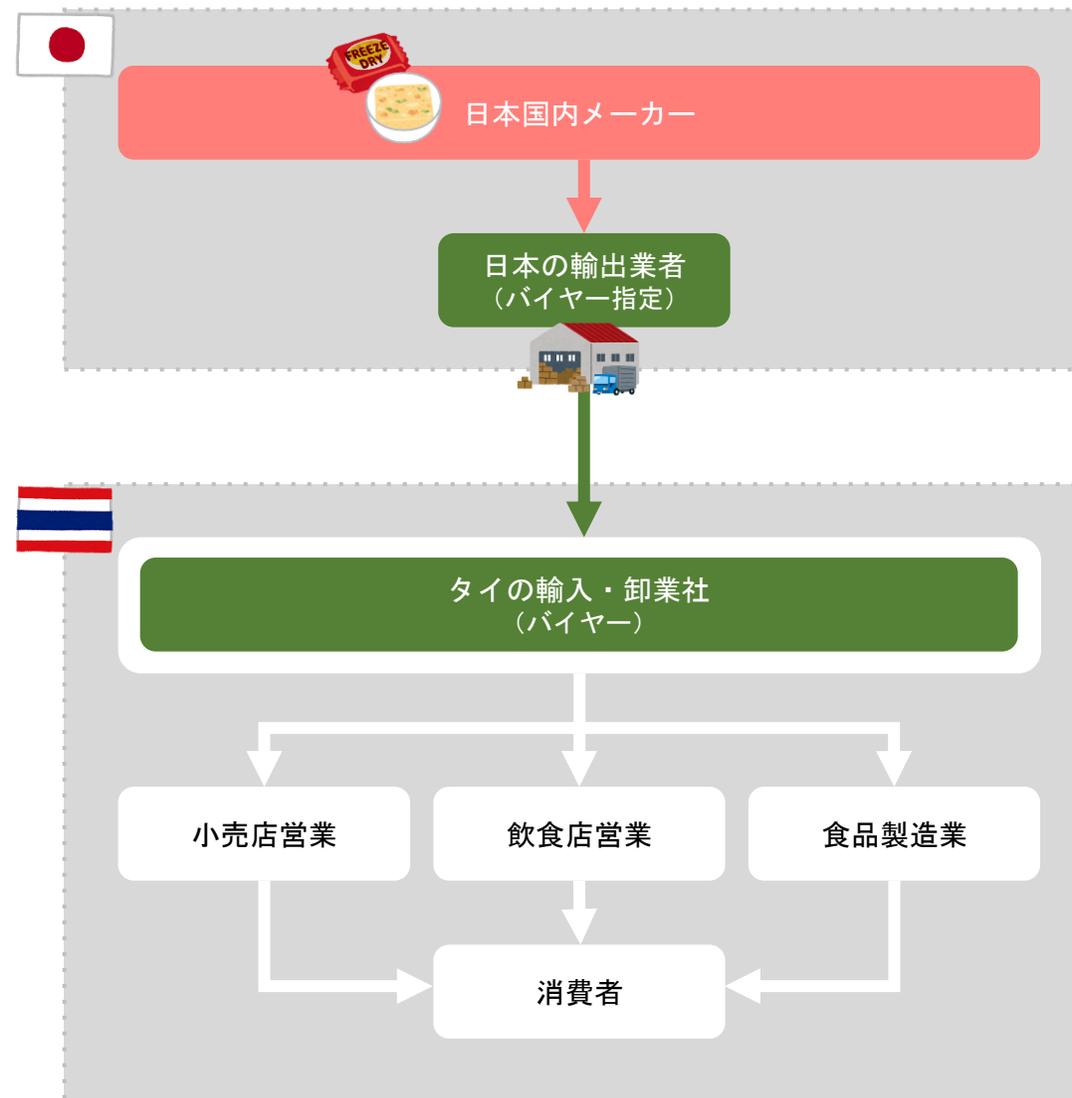


# 商談推奨のバイヤーのタイプについて

## 商品の希望取引方法 (推奨)

- 日本での輸出手続きは、バイヤー指定の日本の輸出会社を利用する必要がある（出品者自身が行う、又は出品者が希望する輸出会社の利用は不可）。
- 日本での輸出手続きは、誰が行っても良い。  
（バイヤー指定の日本の輸出会社を利用するか、または出品者自身、出品者が輸出会社を指定して行う。）

## 【パターン①】



# 商談推奨のバイヤーのタイプについて

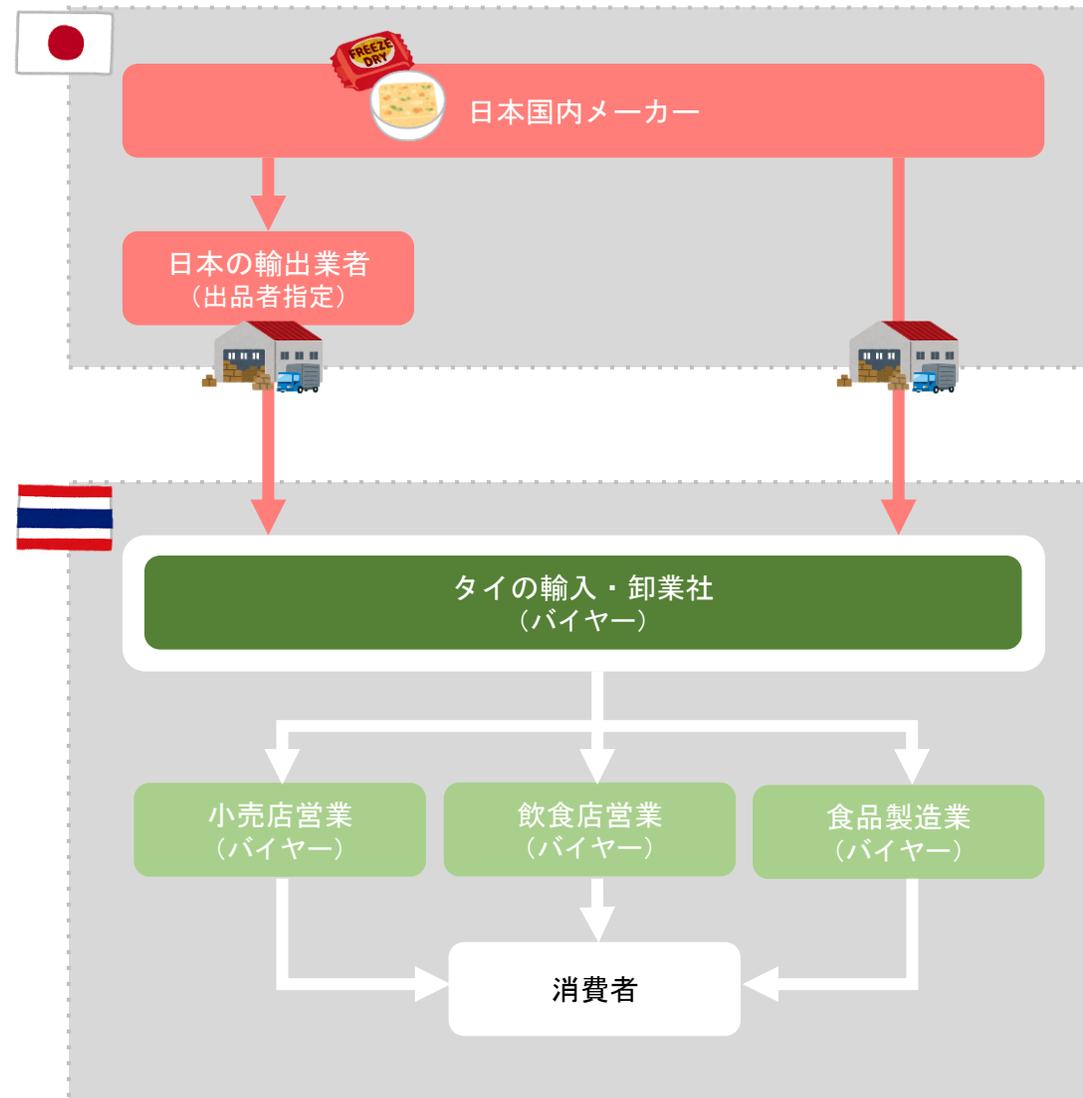
# 【パターン②】

## 貴社の希望

自社又は自社指定の輸出業者で輸出通関  
タイに到着してからはお任せ

## 商談推奨のタイのバイヤー

- 輸入・卸売業者
  - ・ バイヤー指定の日本国内輸出業者はなし
  - ・ 不問
- 飲食店営業、小売店営業、食品製造業 **【注意！】**
  - ・ バイヤー指定の輸入・卸売業者が存在
  - ・ 自社で輸入上記が可能か要確認。

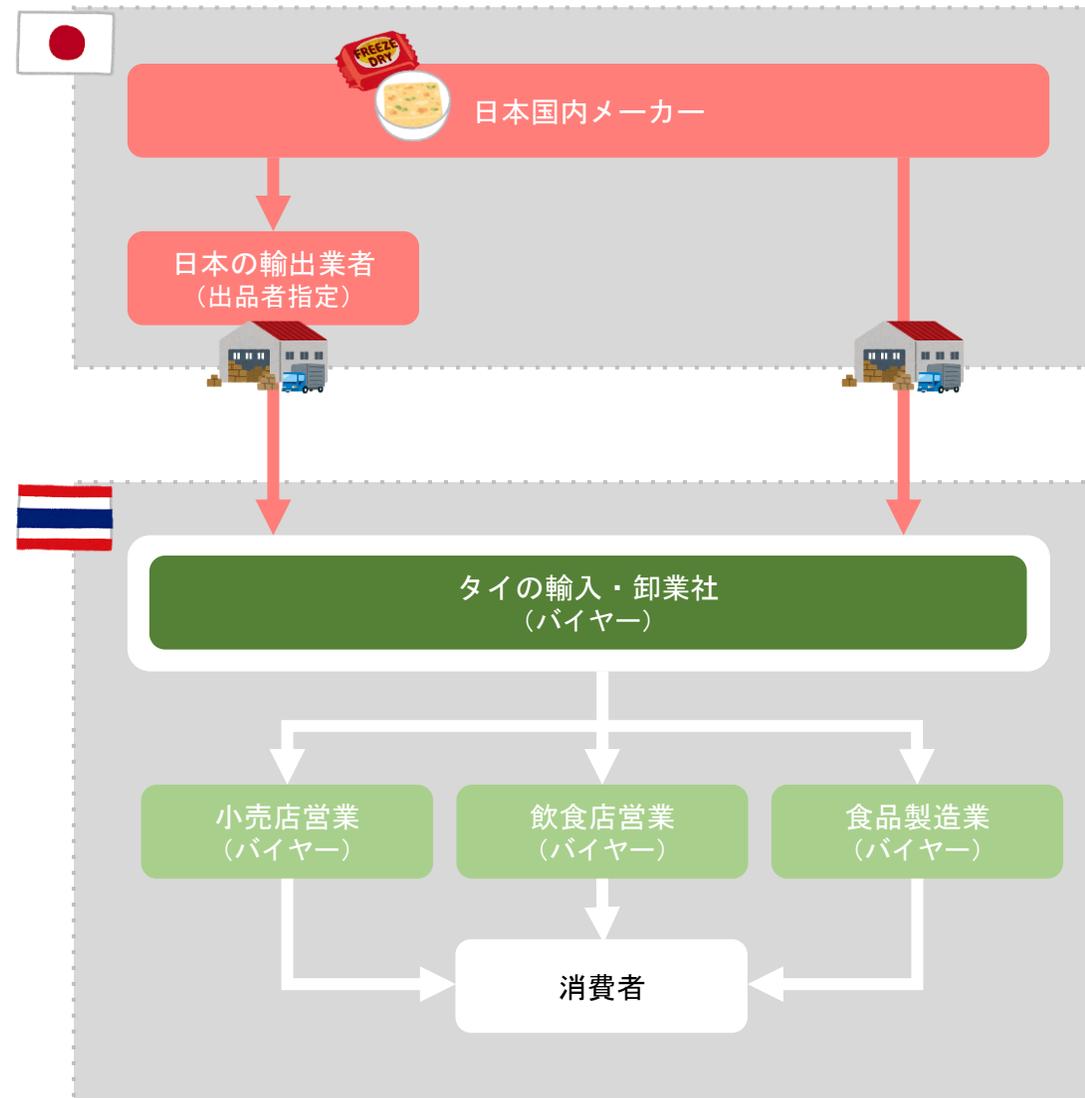


# 商談推奨のバイヤーのタイプについて

## 【パターン②】

### 商品の希望取引方法 (推奨)

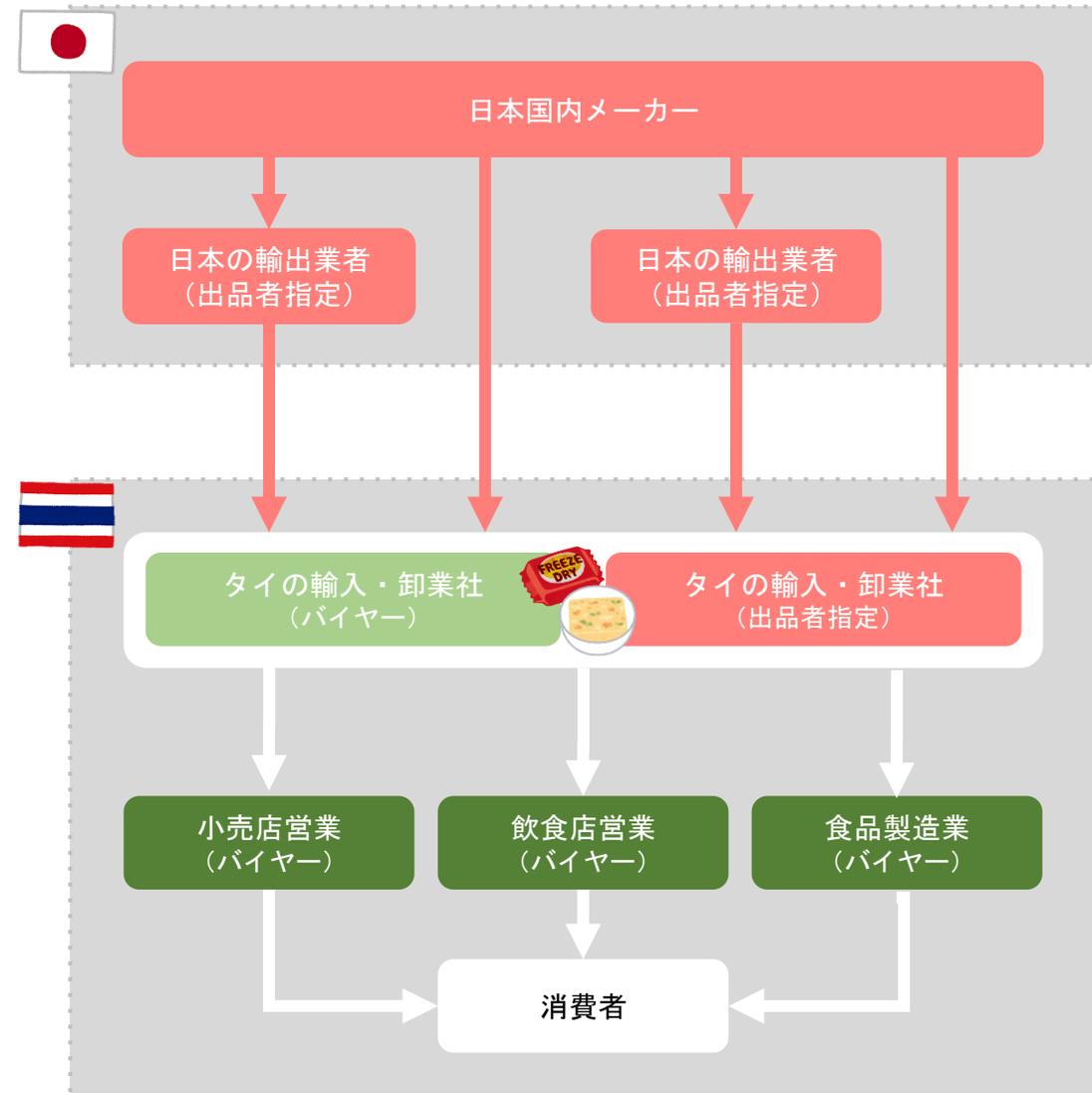
- 日本での輸出手続きは、出品者自身が行う、又は出品者が輸出商社を手配する必要がある。
- 日本での輸出手続きは、誰が行っても良い。  
(バイヤー指定の日本の輸出商社を利用するか、または出品者自身、出品者が輸出商社を指定して行う。)



# 商談推奨のバイヤーのタイプについて

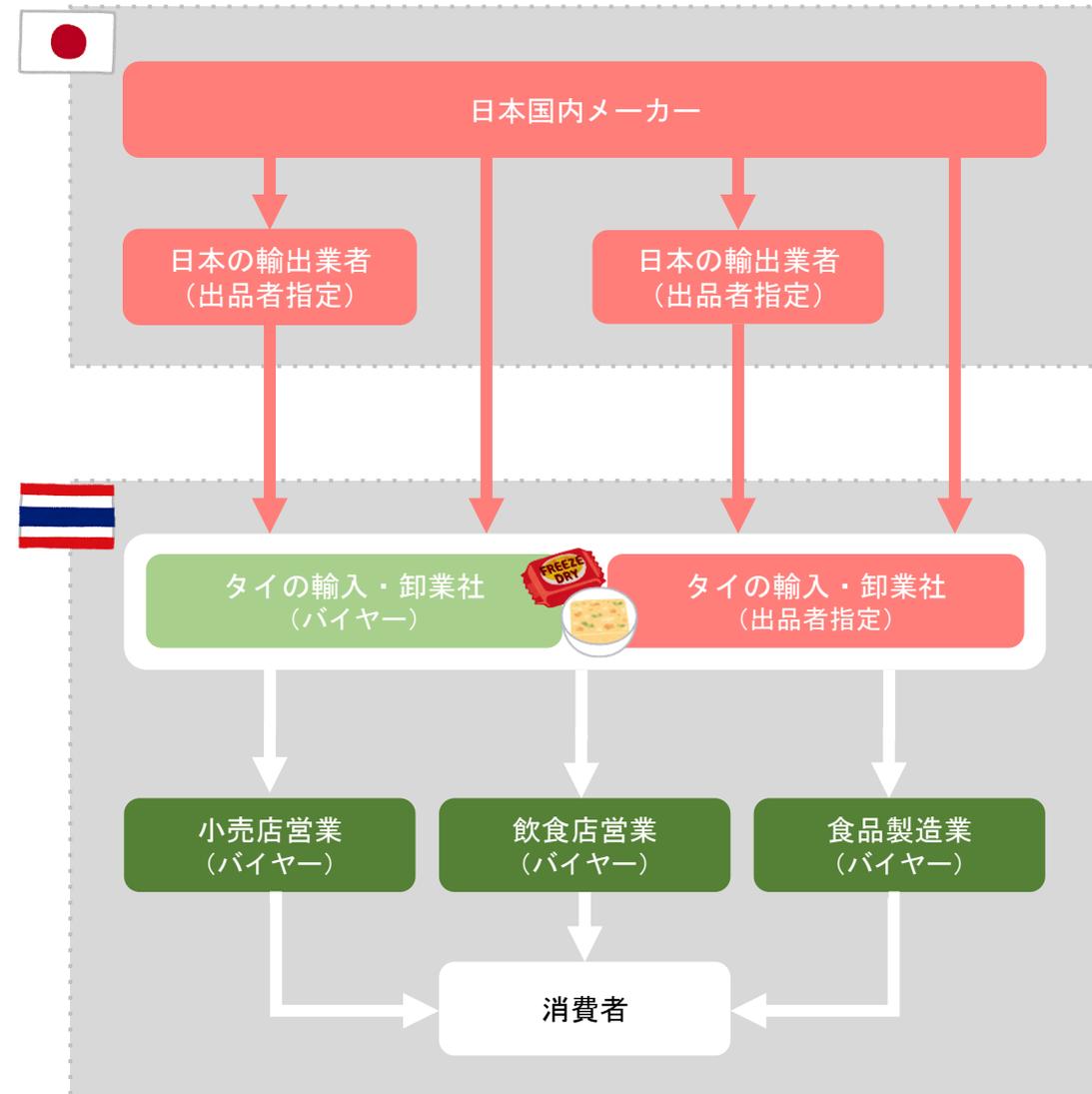
## 【パターン③】

<b>貴社の希望</b>
自社指定のタイの輸入・卸売業者がタイで輸入
<b>商談推奨のタイのバイヤー</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>飲食店営業、小売店営業、食品製造業</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ バイヤー指定のタイ国内の輸入・卸売業者はなし</li><li>・ 不問</li></ul></li><li>● <b>輸入・卸売業者 【注意!】</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 貴社が既に取り引している輸入・卸売業者との関係について要確認</li></ul></li></ul>



**商品の希望取引方法  
(推奨)**

- バイヤーが指定するタイの輸入商社と取引希望。出品者に、既に連携先のタイの輸入商社がある場合、輸入商社の切替等が必要となる。
- 出品者が指定するタイの輸入商社と取引希望。輸入商社が見つからない場合は、取引できない。
- バイヤーまたは出品者が指定するタイの輸入商社と取引希望。(輸入商社が見つからない場合は、バイヤーに指定してもらうことができる。)



A background image showing a traditional matcha tea ceremony setup. A dark green matcha powder is piled in a black bowl, with a bamboo whisk (chasen) resting on the side. The bowl sits on a bamboo mat. The entire scene is dimly lit and has a dark overlay.

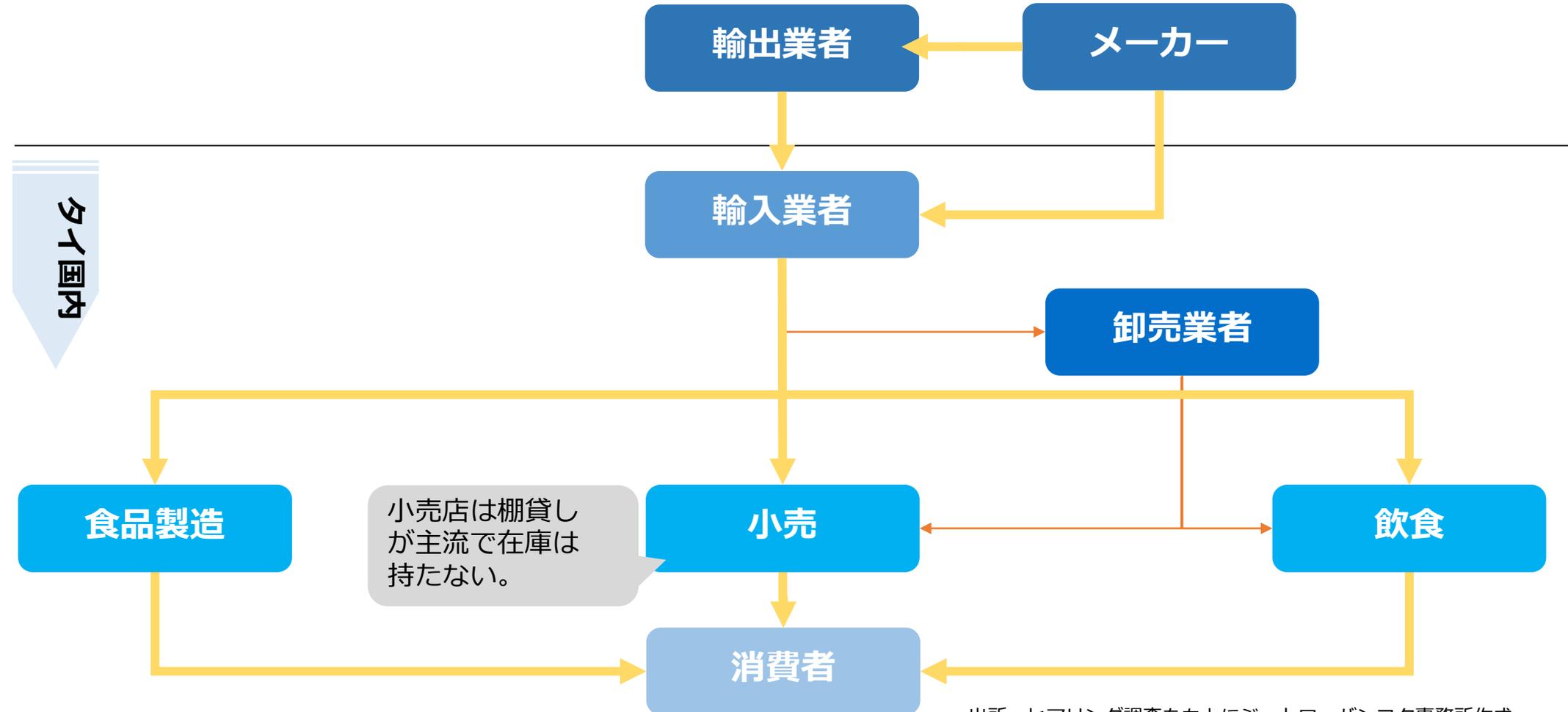
# 商談参加のポイント②～輸入規制等対応～

About this Project

# 1. タイにおける日本産食品・食材の流通

## タイにおける日本産食品・食材の流通

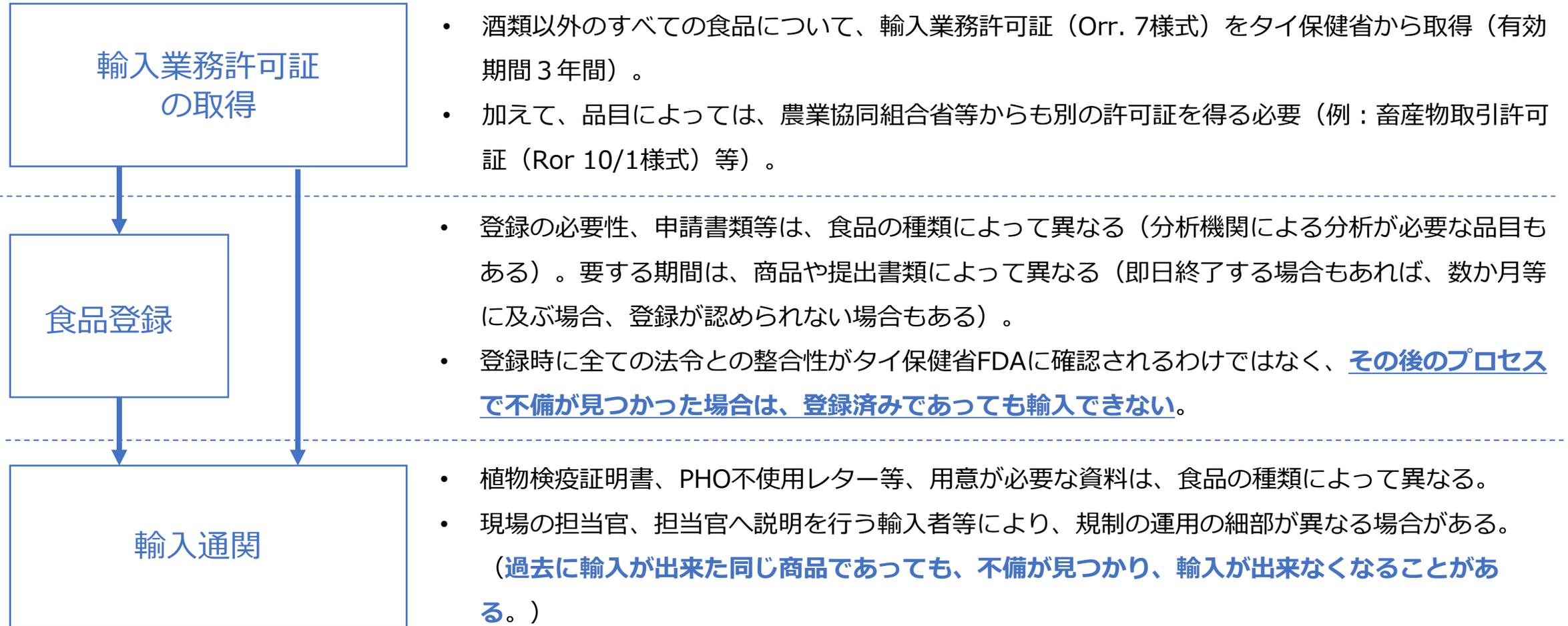
- 輸入業者を通じ、大別すると①食品製造、②小売（EC含む）、③飲食の3種類で流通。
- 日本産食品については、輸入御者が卸売が行うのが主流。卸売市場や卸売業者をさらに経由するケースも一部存在。



出所：ヒアリング調査をもとにジェトロ・バンコク事務所作成

## 2. 輸入手続きの大まかな流れ

- ◆ 3種類の手続きに大別することができる（①輸入業務許可証取得、②食品登録、③通関）。
- ◆ **在タイの者が手続きを行う**ため、指示に従い、在日本の者は必要情報等を提供する。



- 酒類以外のすべての食品について、輸入業務許可証（Orr. 7様式）をタイ保健省から取得（有効期間3年間）。
- 加えて、品目によっては、農業協同組合省等からも別の許可証を得る必要（例：畜産物取引許可証（Ror 10/1様式）等）。
- 登録の必要性、申請書類等は、食品の種類によって異なる（分析機関による分析が必要な品目もある）。要する期間は、商品や提出書類によって異なる（即日終了する場合もあれば、数か月等に及ぶ場合、登録が認められない場合もある）。
- 登録時に全ての法令との整合性がタイ保健省FDAに確認されるわけではなく、**その後のプロセスで不備が見つかった場合は、登録済みであっても輸入できない。**
- 植物検疫証明書、PHO不使用レター等、用意が必要な資料は、食品の種類によって異なる。
- 現場の担当官、担当官へ説明を行う輸入者等により、規制の運用の細部が異なる場合がある。  
（過去に輸入が出来た同じ商品であっても、不備が見つかり、輸入が出来なくなることがある。）

# (参考) 食品登録番号 (通称: オーヨーマーク) について



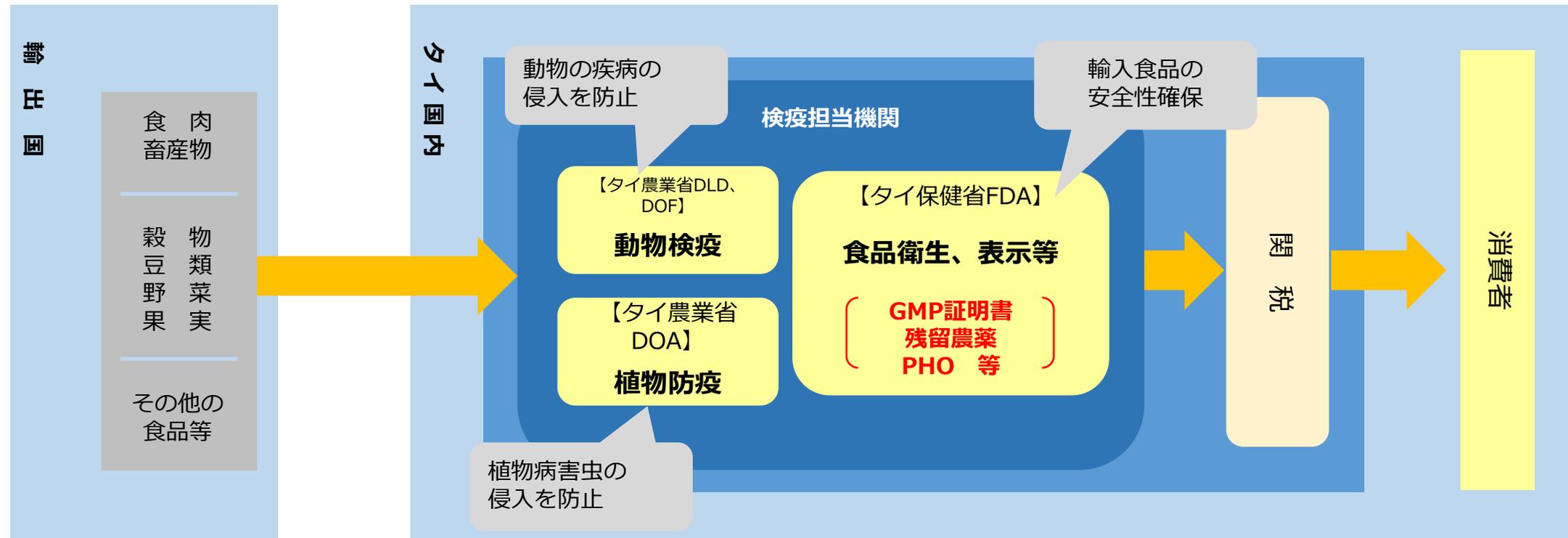
- 輸入品を含め、包装された食品は「食品登録番号」(通称: オーヨーマーク) の表示が求められる(加工されていない生鮮食品など、一部の例外あり)。
- 13桁の数字には、食品製造場所又は食品輸入元国、担当したタイ政府の部署、個別商品に紐づく番号等の情報が入っている。

撮影: ジェトロバンコク事務所

### 3.タイ政府による食品の輸入規制の流れ（全体像）

食品が輸入される際には、

1. 動植物検疫による家畜の疾病や植物の病害虫の侵入を阻止
2. 食品安全に関する基準への合致による食品の安全性の確保
3. 表示や商業的基準の確保について、検査等により確認された後、消費者の元に届けられる。



## 4.タイの食品安全規制（近年の例：トランス脂肪酸関連規制）

- ◆ 部分水素添加油脂（PHO）は使用禁止。
- ◆ 日本はPHO規制がないため、タイ向け輸出では新たな対応が必要。

### 各国の状況※

食品中のトランス脂肪酸に制限を設ける規制を講じている国

Best-practice TFA policy: Legislative or regulatory measures that limit industrially produced TFA in foods in all settings, and are in line with the recommended approach

アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、シンガポール、タイ等 **41か国**

### タイの規制 (2019年1月～)

- **部分水素添加油脂(PHO)使用禁止。**
- 油脂を使用した製品については、部分水素添加油脂(PHO)を使っていない旨の製造事業者のレターが輸入時に必要。
- PHO使用の可能性のある食品の例（タイ保健省FDAのガイドライン）  
マーガリン / ショートニング / 水素添加油脂 / パイ、パフ、パン菓子、ケーキ、クッキーなどのベーカリー製品 / 部分水素添加油脂を使用し、油を使って揚げた食品（例：揚げドーナツ） / ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油を原材料として含む」と記載されている食品

※ WHO TFA Country Score Card <https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA>

出所：タイの法令などをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

- ◆ タイ国内の食品製造施設は、タイ法令で定められた基準を守る必要（日本の保健所の営業許可等に類似）。
- ◆ 輸入品については、タイ法令と**同等以上の基準の規格等に関する証明書が輸入時に必要**。保健省告示第420号の公布により、**アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品の輸入について証明書が求められる**こととなった。
- ◆ 使用可能な証明書の具体例としてISO22000等がタイ政府から公表されている。具体例に記載がなくとも、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているものであれば使用可能。

### ○タイ保健省告示第420号の基準例（イメージであり他にも多数規定あり）

- ・ 立地場所、建物などに関する事項

製造施設は、動物及び虫の製造エリアへの侵入を防止でき、又は動物及び虫の食品との接触を防止できること 等

- ・ 製造用ツール・機械・設備などに関する事項

毒性がなく、錆びず、食品と反応を起こさず、耐腐食性のある素材を選んで衛生的に設計されたものであること 等



## 6.使用可能な証明書の例

- ◆ 使用できる証明書の具体例は、タイ保健省FDAが公表（**ISO9001は使用不可**、また法令に適合していなかったのに使用が看過されてきたものの一部については、却下されるケースも出てきている）。
- ◆ 具体例に掲載されていない場合も、①タイ法令の基準と同等以上の基準に基づくもの、②発行主体の指定を満たしているもの、であれば使用可能。

### 大半の食品

#### 保健省告示第420号 基本 requirements

- Global Standard for Food Safety Issue 8. British Retail Consortium. 等。上記以外も具体例が公表されている。
- 日本の食品衛生法第55条（旧第52条）に基づく**営業許可証も使用可能**。
- **牛肉・豚肉の場合は、食肉衛生証明書（2021年11月29日以降に発行されたもの）も使用可能**。
- **青果物の場合は、保健省告示第386号に基づく証明書も使用可能**（行政機関による衛生証明書、タイ向けJFS規格適合証明書、J-GAP等）。

〔 全ての食品で  
使用可能 〕

### 一部青果物

（さつまいも、柿、桃等）

### 飲料水、ミネラルウォーター、氷

#### 保健省告示第420号基本 requirements および個別 requirements 1

- CAC/RCP 48-2001. 等。上記以外も具体例が公表されている。

### 低温殺菌ミルク製品

#### 保健省告示第420号基本 requirements および個別 requirements 2

- CAC/RCP 57-2004. 等。上記以外も具体例が公表されている。

### 低酸性食品

#### 保健省告示第420号基本 requirements および個別 requirements 3

- CAC/RCP 23-1979. 等。上記以外も具体例が公表されている。

### 一部青果物

（りんご、いちご等）

#### 保健省告示第386号

- 行政機関発行の証明書
- タイ向けJFS規格適合証明書
- GLOBAL G.A.P. / ASIA GAP / J-GAP 等。上記以外も具体例が公表されている。

- 農林水産省発行のGMP証明書
- ISO 22000:2005.
- FSSC 22000
- JFS-C
- JFS-B

※政府間の調整等により、今後、使用できる証明書に追加が生じる可能性あり。

## 7.日本からの輸出を想定した場合の代表的な証明書例

規格・証明書名 (※1)	告示420号 (※2)				根拠・補足
	基本	個別 1	個別 2	個別 3	
ISO 22000 FSSC 22000	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用可能な証明書の例として「<a href="#">保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例</a>」に掲載されている。</li> </ul>
JFS-C JFS-B	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用可能な証明書の例として「<a href="#">保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例</a>」に掲載されている。</li> </ul>
農林水産省 GMP証明書	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用可能な証明書の例として「<a href="#">保健省食品検査所ウェブサイト</a>」に様式例が記載されている。</li> <li>取得の手続きは<a href="#">農林水産省ウェブサイト</a>を参照。</li> </ul>
食品衛生法に基づく 営業許可証	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用可能な証明書の例として「<a href="#">保健省食品検査所ウェブサイト</a>」に様式例が記載されている。</li> <li><b>営業許可証の写しを入手・英訳したのち、在タイ日本大使館で原本の写しであることの証明・翻訳証明(※)を受ける必要。</b></li> </ul> <p>※ 正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明  <a href="https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F">https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F</a></p>
告示386号に 使用可能な証明書 (青果物)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドラインに使用可能である旨が明記。</li> <li>386号の対象となる生鮮野菜・果物以外の生鮮野菜・果物の輸入においても、告示386号に使用可能な証明書は告示420号にも使用可能。</li> </ul>
食肉衛生証明書 (牛肉・豚肉)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用可能な証明書の例として「<a href="#">保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例</a>」に掲載されている。</li> <li>食肉衛生証明書は従来から牛肉・豚肉の輸入に必要とされていた書類であるため、牛肉・豚肉の輸入のために別途GMP証明書を用意する必要は無くなった。ただし、<b>2021年11月29日以降に発行されたものである必要。</b>(420号対応に向けて様式を変更したため。)</li> </ul>

※1 上記に示したのはあくまで例であり、上記以外にも使用可能な証明書は多数存在。詳しくは「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」や「保健省食品検査所ウェブサイト」を参照。

※2 使用可能としてタイ保健省FDAに確認が取れているものであるが、個別の製品ごとの使用可否はFDA担当官が判断を行う。

## 8. (青果物の場合) 植物防疫

- ◆ 病害虫の侵入・まん延の防止の観点から、植物防疫関連の規制が存在。
- ◆ タイで輸入可能な品目については、日本で検査を受け、植物検疫証明書を用意し、輸出。
- ◆ 一部品目は、園地、選別・梱包施設について、事前に登録し、指定ラベルを貼る等し、輸出する必要。一部品目は、タイから検査官を招聘し、日本・タイの合同検査を受ける等し、輸出する必要。
- ◆ タイの輸入通関において、病害虫が付着していないか等の検査があり得る。
- ◆ -17.8℃以下で冷凍処理を行った青果物については、事前登録や合同検査等は不要となる。

### 日本から輸入可能

輸出の都度、日本で検査を受け、**植物検疫証明書**を用意

#### 園地、選別・梱包施設の事前登録等

- ・柿
- ・なす
- ・キウイ
- ・サクランボ
- ・モモ

#### 日本・タイの合同検査

- ・キュウリ・メロン
- ・スイカ・トマト
- ・ミカン

(※輸出実績次第で都度検査不要)

- ・日本梨
- ・リンゴ
- ・ブドウ
- ・イチゴ

- ・ニンニク
  - ・キャベツ
  - ・ネギ
  - ・人参
  - ・キノコ類
  - ・白菜
  - ・ながいも
  - ・さつまいも
- 等

### 日本から 輸入禁止

- ・西洋梨
  - ・ビワ
  - ・カボチャ
  - ・イチジク
  - ・ピーマン
  - ・シシトウ
  - ・トウモロコシ
  - ・ジャガイモ
- 等

## 9. (青果物の場合) 残留農薬検査

- ◆ 海港では頻繁に、空港では時々、通関時にサンプル抽出（2kg程度）が行われ、簡易テストキットによる検査や、検査分析機関による検査等が実施されている。

### 【参考】タイにおける輸入時の残留農薬検査の概要（2020年8月1日開始）※

<p><b>Very High Risk</b></p>	<p>問題が検出されたリストに含まれている (特定事業者の) 野菜・果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去に問題が検出された成分について、①輸入者負担でタイの指定検査機関での検査、又は、②輸入元国（日本等）での検査+検査分析証明書（COA）の提示。</li> <li>• 問題がないことが確認できるまで商品流通は不可。</li> </ul>
<p><b>High Risk</b></p>	<p><b>タイ政府指定の品目</b> ※定期見直し</p> <p>野菜：ハウレンソウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、スナップエンドウ 果物：ライチ、サクランボ、ザクロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①タイ政府によるサンプル抽出+分析機関による134成分の検査の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で指定成分（5~16成分）の検査+検査分析証明書（COA）の提示。</li> <li>• ①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。</li> </ul>
<p><b>Low Risk</b></p>	<p>上記以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①タイ政府によるサンプル抽出+検査キット(GT-Pesticide test kit、GPO-TM/2 kit)を用いた検査（問題が確認された場合は分析機関による134成分の検査）の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で134成分の検査+検査分析証明書（COA）の提示。</li> <li>• ①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。</li> </ul>

## | 日タイ経済連携協定 (JTEPA) の重要性

- 現在、日本からの農産物・食品については、**日タイ経済連携協定 (JTEPA) 等**の適用を受けることで、減税又は免税でのタイでの輸入が可能。タイ国内での価格競争力を有するため、**バイヤーから利用を求められるケースも**。
- JTEPAの適用には、日本商工会議所が発行する「**特定原産地証明書**」が必要。原料の一部に日本産以外のものを利用する場合等は、事前に適用の可否を確認することを推奨。
- なお、**茶や米など関税割当設定のある一部品目**については、事前に割当枠の取得が必要 (割当外での輸入はJTEPA非適用)

### ○ 主な品目のJTEPA適用による関税率 (2020年8月現在)

品目	米	牛肉	茶	野菜 (甘藷)	果実 (桃)	菓子 (ケーキ)	日本酒
通常関税	52 %	50 %	90 %	40 %	40 %	40 %	60 %
JTEPA	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
関税割当	あり	—	あり	—	—	—	—

JTEPAが適用できない場合、小売価格に大きな差が生じる  
(一部輸入業者では、JTEPA適用を取引条件に設定することもあり)

## 11. (関税関係②) タイ向け食品輸出におけるRCEP利用のメリット

◆ 2022年3月18日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/0ac64ff89a9176bb.html>)

日本の農林水産省は、2022年1月1日にタイや日本を含む10カ国で発効（2月1日に韓国、3月18日にマレーシアでも発効）した、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（[2022年1月6日記事参照](#)）の利用について、日本産食品の輸出促進の観点から解説したセミナーの資料を、[同省ウェブサイト](#) に公開した。

日本とタイの間ではすでに[日タイ経済連携協定（JTEPA）](#)などが締結されており、日本の農林水産物・食品のタイ向け輸出に関しては、RCEPを活用した場合の関税率は既結EPAの範囲内となっている（農林水産省ウェブサイト「[RCEP農林水産品輸出関連の主な合意内容](#)」を参照）。

他方、RCEPの活用には、JTEPAなどにはないメリットもある。具体的には、以下のとおり。

1. RCEPでは、締約国産の原材料を日本産原材料とみなすことが可能（累積）。中国産および韓国産の原材料は、既存のEPAでは日本産原材料とみなされないが、RCEPでは日本産原材料とみなして使用できるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大。
1. RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほかに、経済産業省から認定を受けた輸出者が、自ら原産地証明書を発給する認定輸出者制度を採用。認定時には登録免許税が必要となるが、その後は自ら原産地証明書を発給できるため、継続的に輸出を行う場合には費用・時間を節約できる可能性がある。
1. RCEPでは可能な限り、48時間以内の貨物の通関（生鮮食品などの腐敗しやすい物品や急送貨物の場合は、6時間未満での貨物の引取り）を規定。

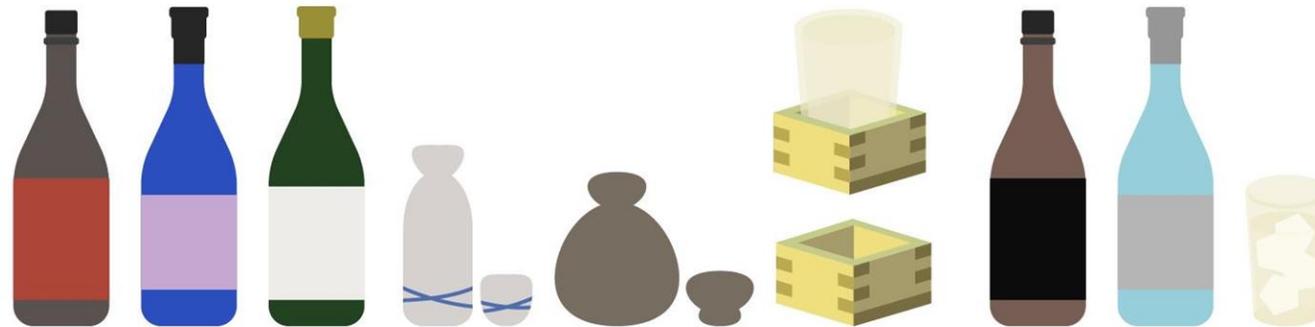
詳しくは、セミナー資料のほか、税関ウェブサイト「[RCEP協定原産地規則について（原産地規則ポータル）](#)」、ジェトロ作成の「[RCEP協定解説書](#)」、および農林水産省ウェブサイト「[EPA利用早わかりサイト](#)」を参照のこと。

アルコール飲料の輸入の際には、個別の商品について、物品税局に、当該商品の製造事業者名義でアポイントメントレターを提出し、アルコール飲料の輸入業者を設定する必要がある。アポイントメントレターにおいては、タイ国内における販売を1社に限定し販売を依頼する旨を記載することが求められる。



つまり…

お酒（アルコール飲料）を輸出する場合には、タイ側の輸入業者は独占輸入代理店（個別の商品ごと）となります。



### <日本からの輸出に関する制度（JETROホームページ）>

日本から農林水産物・食品を輸出するにあたり、各国・地域の輸入に関する諸規制を、品目、国・地域、項目ごとに調べることができる。

URL: <https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>

### <タイにおける食品規制及び手続ガイドブック>

主にタイにおける食品輸入規制についてまとめたガイドブック（発行後に改正・新設される場合もあるため、最新情報の確認が必要）。

- ・タイにおける食品カテゴリー、必要な書類
- ・食品添加物等の規制
- ・製造基準に関する規制
- ・植物検疫、動物検疫など

URL: <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/02/4ff5ed3e06d530e1.html>



A background image showing a traditional Japanese matcha tea ceremony. A dark blue bowl filled with vibrant green matcha powder sits on a light-colored bamboo mat. A bamboo whisk (chasen) is visible on the left, and a bamboo scoop (chashaku) is at the bottom. The scene is softly lit, creating a calm and elegant atmosphere.

# 商談のお申込み方法について

How to apply for business meetings

# 本事業ご参加の流れ

JETRO

STEP 01	JETROサイト：イベント登録
STEP 02	JETROサイト：商品情報登録
STEP 03	JETROサイト：参加ショールーム選択
STEP 04	本事業WEBフォーム：出品者情報の入力
	本事業WEBフォーム：バイヤー公開用の商品情報入力
	本事業WEBフォーム：サンプル輸送申込（上限3つまで）
	本事業WEBフォーム：個別相談会申込 （希望者のみ。JETROからお声がけする場合があります。）
	本事業WEBフォーム：商談の申込みの連絡事項の確認
	商談の申込み <b>※11月2日（水）12:00〆切！</b>
STEP 05	個別相談会（希望者及びJETROが指定した者のみ）
STEP 06	サンプルの輸送（希望者のみ）
STEP 07	商談のセット
STEP 08	商談の実施

10月11日(火)～  
**11月2日(水)**  
**12時（日本時間）まで**  
に商談をお申込みの方  
（STEP04まで終了した方）は、  
第2回目の商談会（1月）に  
ご参加可能です。



※STEP01～04まですべてお申込みを行っていただく必要がございますので、記入漏れがないようご注意ください。

# 本事業ご参加の流れ 既に登録している方は不要

11月2日(水) 12時(日本時間) までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

登録時間  
約10分

## STEP 00

### JETROサイト：お客様登録

[https://www.jetro.go.jp/cust/resource/act/login\\_guide?actId=B0061167X](https://www.jetro.go.jp/cust/resource/act/login_guide?actId=B0061167X)

- JETROのサービスをご利用いただくため、お客様登録が必要です。
- まだご登録いただいていない企業様は「お客様登録する（無料）」から新規のご登録をお願いいたします。
- ご登録いただいたお客様情報のうち、**JETROへのログインアカウントとお客様番号は、この後のステップでも必要**になります。JETROから送信された自動返信メールは、無くさないようにご注意ください。
- メールに記載されているURLをクリックすると、お客様登録が完了します。

JETRO 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

イベント/サービス申し込みページ

**ログイン**

「お客様情報」をご登録済みの方

ログインID

パスワード

**ログイン**

ログインID、パスワードの再通知・設定が必要な方

[ログインID/パスワードの再通知・設定](#)

**お客様情報登録をされていない方**

ジェトロのイベント/サービスを初めてご利用される方は「お客様情報」をご登録ください。  
初回登録のみで、次回以降はステップ1～3の手続きは不要です。

ステップ1  
お客様情報入力

必要事項をご入力ください。

ステップ2  
ご本人確認/認証

登録してもなく、ご本人様を確認するためのメールが届きます。

ステップ3  
お客様登録完了

メールに記載されているURLをクリックすると、お客様登録が完了します。

ステップ4  
イベント/サービス参加申し込み

続いて、ご利用されたいイベント/サービスへの参加申し込みを行います。

ステップ5  
イベント/サービス参加申し込み完了

参加申し込みが完了すると、お申し込み完了メールが届きます。

**お客様登録する（無料）**

11月2日 (水) 12時 (日本時間) までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

登録時間  
約10分

### STEP 01

## JETROサイト：イベント登録

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0061167X>

- 本事業（イベント）へのご参加申込みとなります。
- イベントへのご登録には、「STEP 00」でご登録いただいたJETROへのログインアカウントが必要になります。
- 登録フォームにて参加申し込み情報を入力し、画面下の参加 申し込みボタンを押してください。
- イベント登録後の自動返信メール中のURL（STEP02：商品情報の登録）よりSTEP02のお手続きをお願いいたします。 また、同メール中の「お客様番号」についても後のお手続きで入力いただきますので、併せてご確認をお願いいたします。

# 本事業ご参加の流れ

「JETRO農林水産・食品部のデータベース」に事前に商品データのご登録が必要です。  
ご登録のない場合は商談できません。

JETRO

11月2日(水) 12時(日本時間)までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

登録時間  
約30分

## STEP 02

### JETROサイト：商品情報登録

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/sample22step2>

- JETROサイト「JETRO農林水産・食品部のデータベース」で、商品情報シート用の詳細な商品データの登録をお願いします。
- 商品のご登録には、お客様番号が必要になります。「STEP 01」登録完了時の自動返信メールをご確認ください。(右図参照) 自動返信メールに記載されているURLより商品情報をご登録ください。
- 【最大10商品】の登録が可能です。ただし、一度にご登録できる商品数は1商品のみです。2商品以上を登録する場合は、追加登録フォームをクリックするか、登録完了メールに記載のURLより再度ご入力ください。
- 昨年度商談会にご参加いただいた皆様も、再度ご登録が必要となります。

JETRO  
サンプルショールーム事業 商品登録フォーム

会社・担当情報 商品情報 確認 完了

会社・担当情報

お客様番号 [必須] 登録完了メールに記載のお客様番号をご入力ください。

社名 (日本語) [必須] 記入例：株式会社貿易商事  
・「株式会社」「一般社団法人」等もご記入ください。  
・「(株)」「(一社)」等の略称は使わないでください。

ご担当者氏名 [必須]

ご担当者メールアドレス [必須] ※ご登録の商品情報に不明点や修正点がある場合、ご担当者メールアドレスにご連絡させていただく場合があります。

商品情報  
入力ページに進む

続いて、STEP2 商品情報の登録をお願いします。

【登録用リンク】

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/sample22step2>

商品は1商品ずつの登録となり、応募するショールーム数に関わらず、最大10商品ご登録いただくことが可能です。

登録が完了すると、商品IDと追加登録用のリンクが自動応答メールで送付されます。

商品IDは、STEP3 参加ショールームの選択の際に必要ですので、商品IDをお控えいただくか、自動応答メールを保存いただけますようお願いいたします。

第1回参加者で修正ない場合は不要

- **バイヤーからの要望（昨年度商談会より）**
- **商品の特徴・価値をわかりやすく伝えてほしい**
  - ・ 何が同種の他の商品とは違った特長なのか、新しいポイントは何か
  - ・ 誰に、どんな風に（レシピなど）販売してほしいものなのか
  - ・ 他国や日本での販売の具体例や写真があると販売方法をイメージしやすい
- **品質が高い（おいしい）以外の特徴はなにか**
  - ・ 「使いやすい」「保存しやすい」「賞味期限が長い」など品質や味以外のポイントもバイヤーは注目
  - ・ 商談でその商品ならではの特徴をうまくPRすることも大事
- **もっとリーズナブルな商品はないか？**
  - ・ 富裕層だけでなく、タイの中・上流層にも販売可能な商品を探している。
  - ・ マスマーケット向けの「コストパフォーマンス」のある商品も魅力

## ●登録写真、英語商品名について

- ・ 登録写真は写真1枚で商品の特徴が分かりやすく伝わるものを！ パッとみて特徴がわかる商品写真、商品名だと、バイヤーの興味をひきやすいです。（解像度や明るさにも御留意ください）
- ・ 商品名（英語）は直訳ではなく、タイ人にもイメージが付きやすい名前がベター。（例：〇〇のタレ→〇〇noTareでなく〇〇 flavored seasoning sauceなど。）

## ●商品の説明はなるべく簡潔・明瞭に

- ・ 当地バイヤーは基本的に多忙であるため、商品説明は短いフレーズで意図が伝わるよう簡潔化・明瞭化することをおすすめします。
- ・ 商品PR、商流、価格条件は忘れず記載し、マッチングの精度を上げましょう！

### 【ご参考情報】

- ・ 農林水産物・食品 輸出商談スキルセミナー  
[https://www.jetro.go.jp/industry/foods/past-seminar/202003\\_1.html](https://www.jetro.go.jp/industry/foods/past-seminar/202003_1.html)
- ・ タイの日本産食品市場（動画）2021年4月・ジェトロ作成  
<https://www.youtube.com/watch?v=3WNXu2A5y1c&t=5s>
- ・ 海外バイヤーとのオンライン商談のポイント（農林水産物・食品）（2020年9月）  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/02/ab26215ff5a64e60.html>
- ・ 写真の撮り方ガイド（飲食店編）（日本政策金融公庫）  
[https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/phototech\\_guide\\_restaurant.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/phototech_guide_restaurant.pdf)



11月2日 (水) 12時 (日本時間) までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

登録時間  
約5分

## STEP 03

### JETROサイト：参加ショールーム選択

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0061878G>

- **バンコクサンプルショールーム**のお申込みを行ってください。
- (右下図参照) 商品登録受付の自動返信メールに記載されているURLより参加ショールームの選択を行ってください。
- 参加するショールームの選択で「**バンコク**」エントリをお願いします。
- バイヤーにご紹介できる商品は最大6商品です。(商談中にそれ以外の商品を紹介することは可能)
- STEP02 で登録いただいた商品IDが必要となりますのでご準備ください。

JETRO 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ログインユーザ: A 様 ログアウト

お客様情報確認 > 参加申し込み情報入力

イベント お客様情報確認 参加申込 情報入力 参加申込 内容確認 参加申込 完了

参加申し込み情報入力

入力内容を確認してください。内容が正しければ画面下部の「内容確認へ」ボタン、訂正する場合は「戻る」ボタンをクリックしてください。

【バンコク】2022年度日本産食品サンプルショールームお申し込みフォーム

ブラウザの「戻る」ボタンを使用して遡格入力した場合は、正しいデータの送信ができないことがあります。

◆◆ 出品商品情報 ◆◆	
出品する商品の商品IDを入力下さい (最大6商品)	※STEP2の商品情報登録時にメールで通知される商品IDをご確認ください。 <参考> <a href="https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afb/2022/Showroom/productidguide.pdf">https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afb/2022/Showroom/productidguide.pdf</a>
商品①	<input type="text"/>
商品②	<input type="text"/>
商品③	<input type="text"/>
商品④	<input type="text"/>
商品⑤	<input type="text"/>
商品⑥	<input type="text"/>

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針 (<https://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。

戻る 内容確認へ

全ショールーム地域分の商品情報登録 (最大10商品まで) が終わりましたら、募集ページよりSTEP3 参加ショールームの選択にお進みください。

【募集ページリンク】

[https://www.jetro.go.jp/services/sample\\_showroom\\_2022.html](https://www.jetro.go.jp/services/sample_showroom_2022.html)

# 本事業ご参加の流れ

第1回目の商談会に参加し、商談会用アカウント登録済の出品者様は不要です。  
マイページにログインしてから、登録情報の確認・修正をお願いします。



11月2日(水) 12時(日本時間)までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

登録時間  
約10分

## STEP 04

### 本事業WEBフォーム：出品者情報の入力

<https://food.thai-japan.net/signup>

- 本事業で商談をお申し込みいただくためのWEBフォームになります。
- 出品者登録を行ってから、商品情報、サンプル輸送、個別相談等の情報を順番に従ってご登録ください。ご登録いただいた情報の一部は、商談希望先のバイヤーに提供します。
- Step 04すべての項目を入力いただくと、自動返信メールが送られてきます。自動返信メール本文内にあるリンクをクリックしてアカウント登録を完了してください。(それまでは登録完了となりませんのでご注意ください。) **11月2日日本時間12時〃切**までは登録情報の編集は可能です。

JETRO Online Business Matching & Exhibition of Japanese Food Products 2022

トップ > 新規出品者登録

本ウェブサイトの情報登録は以下の順番で情報登録、または更新を進めてください。  
※全ステップで情報入力がないと本商談会にご参加できませんので必ず情報登録、または情報更新をお願い致します。

まで情報入力が完了して、はじめて出品者登録の完了となります。途中で終了する場合は、再度、新規出品者登録が必要となるのでご注意ください。



以下の貴社情報登録をお願い致します。

#### Company information 基本情報

※バイヤーに公開します

Company name \*

会社名をご記入ください。(半角英数字) 記入例: Company Name Co., Ltd.

TEL (Office) \*

Ex. 81 [ ] - [ ] - [ ] ※最初の二桁は国番号をご記入ください。

Prefecture \*

Please select

Established year \*

設立年をご記入ください(半角数字)

Capital (JPY)

資本金をご記入ください。(半角数字)

Annual Sales (JPY)

売り上げをご記入ください。(任意) (半角数字)

Employee amount

従業員数をご記入ください。(任意) (半角数字)

Website

ウェブサイトのURLをご記入ください。(任意)

#### Contact person information 担当者情報

▼ ログイン情報

商談を希望するバイヤーを選択いただく際等にログインいただく必要がございます。

E-mail \*

メールアドレスをご記入ください。(半角英数字)

duplicate

※自動返信メールが送信されます。貴社のメールアドレスでセキュリティ関係で自動返信メールが届かない場合がございます。  
ご不明・送信メール等の確認の上、それでも届かない場合、他のメールアドレスをお試しく下さい。

Password \*

# 本事業ご参加の流れ

11月2日(水) 12時(日本時間) までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

登録時間  
約10分

## STEP 04

本事業WEBフォーム：

### バイヤー公開用の商品情報入力

- ここでは、バイヤー公開用の簡易な商品情報を入力ください。
- 本事業WEBフォームに従って、商品情報を入力ください。  
なお、こちらの情報は商談申込商品リストとして参加バイヤーに提供されます。
- 「JETRO農林水産・食品部のデータベース」にて **ご登録いただいた同じ** 商品名（日本語と英語）でご記入をお願いします。
- 【最大6商品】をバイヤーに事前に紹介し、商談の打診が可能です。  
(商談中にそれ以外の商品を紹介することは可能)
- 英語の商品名は、直訳ではなくイメージが付きやすい名前をお願いします。  
(例: ○○のたれ→○○noTarex、○○ flavored seasoning sauceなど)



Product information for buyer  
バイヤー向けの商品情報

1 | バイヤーへ紹介したい商品を下記にご入力ください。商談前に紹介可能な商品は、最大6商品です。(商談時に追加で紹介いただくことは可能)。なお、JETROが行うサンプル輸送は、最大で3商品までとなり、常温品と冷凍品に限ります。  
※商品名は「JETRO農林水産・食品部のデータベース」でご登録された情報と同じ商品名(英語及び日本語)でご記入ください。

商品情報-1\*

商品名をご記入ください。(半角英数字)(EN) タイに連携している輸入商社がありますか? ▼

商品名をご記入ください。(半角英数字)(JP) ※その他をお選びの方、事務局よりご連絡させていただきます

商品の主な用途を選択してください。(複数選択)

<input type="checkbox"/> 小売用	<input type="checkbox"/> 業務用(飲食店向け)	<input type="checkbox"/> 食品メーカー向け原材料
<input type="checkbox"/> ハラル食品	<input type="checkbox"/> グルテンフリー食品	<input checked="" type="checkbox"/> オーガニック食品

# 本事業ご参加の流れ

指定の「サンプル輸送シート」をダウンロードしていただき、出品者の「マイページ」  
「サンプル輸送」タブより、**※切11月2日（水）までにアップロードいただく必要**  
**があります。登録漏れが多いので必ず期限内にアップロードください。**

11月2日（水）12時（日本時間）までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

申込時間  
約15分

## STEP 04

### 本事業WEBフォーム：サンプル輸送申込

- 本事業では、希望者を対象に商品のサンプル輸送を行います。**サンプル輸送が可能な商品は、最大で3商品、常温品と冷凍品に限ります。**商談に6商品申込をしても輸送できるのは3商品までとなります。
- 輸送商品は、**商談をお申込みの商品に限ります**（「バイヤー公開用の商品情報入力」タブ）。
- サンプル輸送を行うには、指定の「サンプル輸送シート」をご準備いただき、「サンプル輸送」タブより、**※切（11月2日（火）日本時間12時）までにアップロードいただく必要**があります。資料アップロード完了でサンプル輸送受付完了とみなしますのでご注意ください。
- サンプル品は商談会終了後に破棄させていただきますのでご了承ください。
- 昨年度事業及び今年度1回目ですサンプル輸送を行ったお客様のサンプルの在庫はございません。バイヤーへサンプルのお届けをご希望される場合は、改めてお申込みをお願いします。

The screenshot shows the 'マイページ' (My Page) interface for 'JETRO Online Business Matching & Exhibition of Japanese Food Products 2022'. The user ID is S-00227. The navigation menu includes '登録情報の確認・編集', 'ログインメールの変更', 'パスワードの変更', and '商談申し込み履歴'. The main content area shows a progress bar with steps: '出品者登録', '商品登録', 'サンプル輸送' (highlighted), '個別相談', '商談申し込み確認事項', and '登録完了商談申し込みへ'. A red warning box states: '未登録情報があります。' (There is unregistered information.) and lists missing items: '出品者登録', 'サンプル輸送', '個別相談', and '商談申し込み'. Below this, there is a 'Sample transport information' section with a form to select '希望する' (I want) or '希望しない' (I don't want) for sample transport, and a section for uploading necessary materials. A 'ファイルアップロード' (File Upload) button is visible at the bottom.

# 本事業ご参加の流れ

11月2日(水) 12時(日本時間) までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

申込時間  
約3分

## STEP 04

### 本事業WEBフォーム：個別相談の申込

- 本事業では、希望者を対象に個別面談を行います。  
(JETROよりお声がけをさせていただく場合もございます)
- 個別相談では、タイへの商品輸出に係る規制、本事業のサンプル輸送等のご相談にお答えいたします。
- ご希望の方は、相談内容、連絡先等をフォームにてご記入ください。
- 事務局が記入情報を確認した上で、個別相談日程について各社個別でご連絡をさせていただきます。
- ジェトロ指定で個別相談を受けていただきたい方は、事務局より個別でご連絡させていただきますので、ご協力をお願い致します。

11月2日(水) 12時(日本時間) までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

申込時間  
約1分

## STEP 04

### 本事業WEBフォーム： 商談申込みの注意事項の確認

- 本事業WEBフォームにて、商談申込みに関する注意事項をご確認ください。
- 確認事項を了承していただくと、本事業WEBフォームの登録完了となりますが、その後商談ご希望のバイヤーに対して商談のお申込みをお願いします。
- 情報修正・追加する必要がある項目が残っている場合は、タブが赤色で表示されるので、**※切(11月2日(火)日本時間12時)まで**に赤いタブをクリックした上で、情報修正・追加等を行い、情報と登録を完成させてください。  
(商談アレンジのため、※切後の情報の修正はできませんのでご注意ください。)

11月2日 (水) 12時 (日本時間) までにSTEP04までお申込みいただく必要があります。

## STEP 04

### 商談の申込み

<https://food.thai-japan.net/search>

- 本事業WEBには、バイヤーのニーズが掲載されています。掲載情報をご覧ください。貴社のご提案商品や条件に合うバイヤーへ商談を申し込んでください。商談は、何件でもお申込みいただけます。商談申込の **※切は11月2日 (水) 日本時間12時** です。
- お申込みいただいた商談希望は、事務局にて確認させていただき、バイヤーに取り次ぎます。①バイヤーによる貴社との商談希望の有無、②希望する場合の商談詳細、については個別にご連絡を差し上げます。
- **バイヤーが提示した条件に貴社のご登録情報が合わない場合等、バイヤーから商談が断られる場合があります。** お申込みいただいた商談を保証するものではありませんので、予めご理解の上、お申込みください。

#### 商談申し込み方法

The screenshot shows a web interface for 'Company Name Co., Ltd.' with a '商談申し込み' (Request for Business Meeting) button. Below the button is a table titled 'Product categories for business matching' with columns for '品名' (Product Name), '品目' (Category), and '品類' (Type). The table lists '肉類' (Meat), '乳類' (Dairy), and 'その他の肉類' (Other meats). Below the table are sections for 'お問い合わせ' (Contact Us), 'お問い合わせ先' (Contact Information), and 'お問い合わせ内容' (Contact Content).

申し込みはこちらのボタンをクリック

#### 商談参加のポイント①

～バイヤータイプ～  
を復習！ (P11～)

面談時間  
30分

## STEP 05

### 個別相談会

(希望者及びJETROが指定した者のみ)

- 希望者等に対して、JETRO職員等によるオンラインの個別相談会を実施します。
  - 個別相談会は、10月17日（月）～11月11日（金）を予定しています。
  - 個別相談会は、オンラインTV会議システム「ZOOM」を利用予定です。
  - 個別相談会へのご参加をご希望の方は、「個別相談の申込」タブよりお申し込みください。相談希望者には、別途、事務局より日程調整のご連絡を差し上げます。
- 個別相談会は、下記の方を対象としています。
    - タイの輸出規制、GMP証明書、JTEPA等について不安のある方
    - 「ZOOM」の使い方やオンライン商談に不安のある方

※個別相談を希望しない方でも、JETROよりオンライン面談の対応をお願いする場合がございます。その際は、ご対応をお願いいたします。

# 本事業ご参加の流れ

## STEP 06

### サンプルの輸送（希望者のみ）

- 常温品、冷凍品については、ジェトロが国際輸送を手配します。担当者からの連絡に従って、指定の期日までに日本国内の指定倉庫に送付してください。詳細は、「サンプル商品の国際輸送について」でご確認ください。
- 輸送商品は、商談をお申込みの商品に限ります。  
（「サンプル輸送申込」タブ）
- バイヤーによっては、商談前のサンプルの直接送付（ジェトロ以外からの送付）は受け付けていません。商談時に必要に応じて、商談後日の自己による送付のための調整を行ってください。
- 商談前のサンプルの直接送付（ジェトロ以外からの送付）を受け付けているバイヤーについては、商談日時の設定連絡を事務局から出品者へ行う際に、直接送付方法もあわせてご案内させていただきます。

## STEP 07

### 商談のセット

- お申込みいただいた商談希望は事務局にて確認し、バイヤーとの調整を開始します。
  - 商談について進展があり次第（商談日程の確認、条件の再確認、商談キャンセル等）、事務局よりメールにてご連絡を差し上げますので、ご確認をお願いします。
  - バイヤーが商談を希望しない場合は、その旨をお知らせいたします。原則、理由については開示されません。市場における自社商品の競争力を確認したいときは、別のジェトロサービス（e-mail相談等）にお申し込みください。
- 第2回目の商談会は、**2022年1月23日（月）～2月17日（金）に開催予定**です。1コマは、45分です。商談の日程は、出品者とバイヤーの両者が合意するまで調整を行いますが、可能な範囲でバイヤーの都合に合わせていただけますと幸いです。（タイは買い手市場の傾向が強く、バイヤーの希望する日に合わない状況が何度も続くと、商談自体が見送られることがあります。）



商談時間  
45分

## STEP 08

### 商談の実施

- 第2回目の商談会は、**2022年1月23日（月）～2月17日（金）**に開催予定です。1コマは、45分です。
- 商談が確定しましたら、事務局より商談の案内状をメールにてお送りいたします。案内状には、商談時間、商談相手、TV会議システム「ZOOM」のアクセスURLなどが記載されています。
- 記載された商談時間の10分前には、指定の「ZOOM」リンクより商談会上にアクセスしてください。その後は、受付におります事務局のご案内までお待ちください。
- 商談後は、JETROからのアンケートへの回答をお願いいたします。



商談するバイヤー↓

↑待機する通訳



出所：ジェトロ及び事務局撮影「昨年度の様子」

A background image showing a traditional matcha tea ceremony. A dark green matcha powder is piled in a black bowl, with a bamboo whisk (chasen) resting on the left and a bamboo scoop (chashaku) on the right. The bowl sits on a bamboo mat. The text is overlaid in the center.

# サンプル商品の輸送について

About sending sample products to Thailand

# サンプル商品の国際輸送にご参加される方へ

JETRO

- ✓ JETROが行うサンプル商品の国際輸送は、商談申込商品で「常温品」と「冷凍品」のみとなります。冷蔵品は受け付けません。
- ✓ 国際輸送を行うサンプル商品は、最大3商品（3SKU）です。
- ✓ 商談数の方がサンプル数よりも多くなった場合、一部のバイヤーにはサンプルは届きません。サンプル送付先となるバイヤーは、商談設定順をベースに事務局が決定します。
- ✓ 予算に上限があるため、上限に達した場合には先着順とさせていただきます。ご了承ください。
- ✓ 商品の種類ごとに重量制限があります。詳細はP67～69「サンプル商品の重量制限」をご確認ください。ただし、重量制限内であっても輸送できるサンプル商品は1商品あたり最大2kgまでです。
- ✓ 国際輸送を行うサンプル商品は、賞味期限・消費期限が2月24日（金）を超える商品に限ります。
- ✓ ①生鮮の牛肉、豚肉及び及び牛肉由来の原材料を含む加工品、②香料などでアルコールが使われており危険品に値する商品（酒類はOK）、③塩、④サンプルFDA申請後許可がおりなかった商品
- ✓ サンプル商品の国際輸送及びタイ国内輸送に関して、食中毒などのトラブルが発生した場合、商品そのものの問題（出品者の責任）を指摘される可能性もゼロではありません。ご理解いただける場合のみ、輸送をご依頼ください。
- ✓ 航空会社の国際輸送によりサンプルに破損が生じた場合、輸送会社の加入する保険会社の保険適用範囲に基づき支払われた保険金の金額を限度として、輸送会社からサンプル費用をお支払いします。（ただし、もともとの梱包が甘かったケースなど、お支払いができない場合もあります。）それ以外のサンプル代の弁済や再輸送は、原則行いません。

## サンプル商品の国際輸送にご参加される方へ

- ✓ 各種トラブル（輸入通関不許可、シップバック、遅延、輸送・保管時のサンプルの破損、不適切な温度帯での輸送・保管による製品サンプル破損（溶融、凍結、腐敗等）、紛失、盗難、誤配送、食中毒等）発生時について、ジェトロが関与して解決を図ることはありません。出品者が輸送会社等と直接調整を行ってください。
- ✓ 必要書類に不備がある場合や、タイ当局の判断によっては、サンプル商品の国際輸送を中止する場合がございます。
- ✓ 輸送担当よりFDA申請に適したサンプル品名に変更させていただく場合がございます。お申込みの商品名と変わる場合がありますが、短期間に大量の商品をバイヤー様にお届けするためであり、予めご了承ください。（商談後の取引では、商品名はバイヤー様とご相談ください。）
- ✓ 集中商談期間（商談会）が終了した際には、廃棄させていただきます。

サンプル輸送をお申込みいただいた方については、  
上記に合意いただいたものとみなします。

# サンプル商品の国際輸送の流れ

JETRO



10/11(火)

1

説明会

2

資料提出

〆切：11/2(水)

3

タイ政府当局へ  
資料提出・確認

4

日本国内の  
倉庫へサンプル  
送付

5

タイの倉庫に  
サンプル到着

1月中旬以降  
順次

6

タイの事務局に  
サンプル到着、  
バイヤーへ紹介  
【サンプル展示】

希望バイヤーへ  
サンプル配送

1/23(月)~

7

【商談会開催】

- サンプル輸送に必要な書類は、〆切（11月2日）までに必ずご提出ください。
- ご提出いただいた書類は、〆切前から、到着順に確認を行います。予算に上限があるため、上限に達した場合には先着順とさせていただきます。ご了承ください。
- 資料の修正、サンプルの輸送場所（日本国内倉庫）や日時などのご案内は、輸送会社より個別にメールします。
- 輸送スケジュールとの関係で、回答期限（3営業日等）を設けさせていただきますので、メールのご確認が漏れないようにご注意ください。

タイ政府当局との調整が終了した商品から順次輸送します。  
輸送会社からの連絡に注意してください。

# 「サンプル輸送シート」の作成

**昨年度商談会及び今年度1回目のシートは使用しないようにしてください。**

**必ず指定の様式を使ってください。**

**Specification Sheet / Product Information**

Seller ID	S-00000		
Company Name	Japan External Trade Organization		
General Name EN	Rice Cracker		
Product Name EN	JETRO Rice Craker		
Product Name TH			
Manufacturer Name	JETRO Manufacturing		
Expiry Date	31.12.2021		
Domestic Price	¥300		
Suggested Retail Price (Overseas)	฿200.00		
INGREDIENTS	English	Thai	Ratio (100%)
	Rice		80.00%
	Starch		15.00%
	Salt		5.00%

- タイ政府当局のサンプル輸入許可を得て、輸送を行うため、所定の様式に、許可申請・輸送に必要な情報を記載し、「サンプル輸送シート」を作成してください。
- サンプル輸送シートは、本事業サイトの「マイページ」>「サンプル輸送」タブよりダウンロードしてください。また酒類とそれ以外で様式が異なりますので、ご注意ください。
- タイ政府当局に全ての原材料の提示を求められることがあるため、原材料については割合を足し上げると100%になるよう、全てご記載ください。（割合等の開示が困難な場合、輸送をお受けすることはできません。）
- 商品画像は、日本語の翻訳等がタイ政府当局から求められるため、文字が読める鮮明な画像を提出ください。

# 「サンプル輸送シート」のアップロードの方法

JETRO Online Business Matching & Exhibition of Japanese Food Products | a\_l\_usagi@hotmail.co.jp | マイページ | ログアウト

トップ > 登録情報の編集

S-00205 マイページ

登録情報の確認・編集 | ログインメール変更 | パスワード変更 | 商談申し込み履歴

出品者登録 | 商品登録 | サンプル輸送 | 個別相談 | 商談申し込み確認準備 | 登録完了商談申し込みへ

Sample transport information  
商品サンプルの輸送情報

JETROが行う商品サンプル輸送を希望しますか？サンプル輸送可能な商品は、最大で3商品までとなり、常温品と冷凍品に限ります。\*

希望する  希望しない

商品サンプル輸送を希望する場合、[登録上の住所情報](#)にご同意いただけますか？\*

同意する

同意いただけない場合、JETRO承認の商品サンプル輸送はできません。「同意します」にチェックをつける、または、上記質問の回答を「いいえ」に変更し、次に進んでください。

商品サンプルの輸送に必要な資料をアップロード

このらの最新版の資料をダウンロードし、ご投入ください。  
※以前採用した資料の内容の変更がある際、必ず一度ダウンロードをお願いいたします。

① 上記を「希望する」を選択いただいただけでは、サンプル輸送の受付は完了していません。必ず、商品サンプル輸送時に必要な資料「商品サンプル輸送シート」をアップロードしてください。資料アップロード完了でサンプル輸送受付完了とみなします。

② 第1回目の商談会用サンプル品の限り分は、商談会終了後に破棄させていただきますのでご了承ください。

③ 別途、商品サンプル輸送担当より後日ご連絡を申し上げます。輸送のスケジュールなども個別にご案内申し上げますので、メールにてご確認をお願いします。

ファイルアップロード

※指定のエクセルファイルをアップロードしてください。(容量10MB以内)

上記情報を保存  
「個別相談」へ進む

サンプル輸送に必要な書類は、お客様専用の「マイページ」>「サンプル輸送」タブよりアップロードをお願いします。

1. アップされた資料は、サンプル輸送担当者が確認します。
2. 資料に問題がある場合、サンプル輸送担当者よりメールにて修正依頼が入ります。ご対応をお願いします。
3. 修正を行った資料は、再度「マイページ」>「サンプル輸送」タブからアップロードをお願いします。
4. サンプル輸送担当者が資料をチェック中の場合、また資料が承認された場合は、「マイページ」からの資料の差し替えはできなくなります（イメージは下図参照）。**タイ政府当局への申請手続きに移行しますのでご注意ください。**



確認中の表示



資料OKの表示

# サンプル商品の梱包方法（酒瓶などの割れ物）



**しっかりと梱包がなされていない場合、航空輸送時に破損する可能性が高まります。  
緩衝材等で包んで、十分に梱包をお願い致します。**

## サンプル商品の梱包方法（酒瓶などの割れ物）

酒瓶の割れが多発したため、首回りまでしっかり梱包してください。



しっかりと梱包がなされていない場合、航空輸送時に破損する可能性が高まります。  
緩衝材等で包んで、十分に梱包をお願い致します。

# サンプル商品の梱包方法（ケースマークについて）

## 「ケースマーク」について

タイ側で荷物を見分けるため、ケースマークを荷物の外箱に透明のビニルテープでしっかりと貼り付けてください。ケースマークは申請書類の確認後、輸送担当者から送付されますので、そちらを印刷の上、ご利用ください。



### ケースマーク例

Seller ID	【WEB Business Matching】 Bangkok		
<b>15</b>	<b>Case Mark</b> 輸送商品貼付用紙・ケースマーク		
Company Name	<b>Yamada Shokugyo</b>	Room Temperature 常温 <input type="checkbox"/>	Frozen 冷凍 <input type="checkbox"/>
Weight	<b>6 Kg</b>	No. of Package	<b>1/3</b>
Product①	<b>Dry seaweed</b>	Quantity	<b>10 pcs</b>
Product②	<b>Tuna can</b>	Quantity	<b>10 pcs</b>
Product③	<b>Shichimi Pepper</b>	Quantity	<b>10 pcs</b>

# サンプル商品の梱包方法（一般的な商品）



冷凍品は、発砲スチール箱をご準備ください。

# サンプル商品の梱包方法（アイテムラベルについて）

## 「アイテムラベル」について

タイ側で商品を見分けるため、商品のパッケージに傷つけないようにアイテムラベルを貼り付けるとともに、割れ物など梱包材のある商品については梱包材の外側にも貼り付けてください。

アイテムラベルは申請書類の確認後、輸送担当者から送付されますので、そちらを印刷の上、ご利用ください。



### アイテムラベル例

Seller ID	【WEB Business Matching】 Bangkok Item Label 輸送商品貼付用紙・アイテムラベル		
15			
Company Name	Yamada Shokugyo		
Product Name	Dry seaweed		
Weight	50 g	Expiry Date	(DD.MM.YYYY) 09.09.2023
<input checked="" type="checkbox"/> Room Temperature 常温	<input type="checkbox"/> Frozen 冷凍		

※ 商品にセロテープなどで剥がれないように、しっかり貼り付けてください。

※ 2023年2月24日以降が賞味期限のサンプルを送付ください。

# サンプル商品の梱包方法（アイテムラベルについて）



NG：サンプルをまとめて包装

この場合は1バイヤーに全てお渡しすることになります。  
（サンプルが届かないバイヤーが増えてしまいます）



OK：サンプルを1個ずつ包装

# サンプル商品の梱包方法（アイテムラベルについて）



商品本体にも  
バブル梱包にも両方  
アイテムラベルを  
お貼りください



バブル梱包の商品は、必ず商品本体にも、バブル梱包にもアイテムラベルをお貼りください。

# サンプル商品の重量制限

## Lists of type and quantity of food for importing to be sample A.D.2017

Type of Food	Maximum qty
1. Coffee	
1.1 Bean, Ground, Mixed, Decaf Coffee	500g
1.2 Instant coffee (Liquid)	3,000ml
1.3 Instant coffee (Powder)	1,800g
2. Century eggs	12 eggs
3. Bread	2,000g
4. Cream	1,500g
5. Electrolyte Beverage	
5.1 Liquid	4,000ml
5.2 Powder	1,800g
6. Beverages in Sealed Container	
6.1 Liquid	3,000ml
6.2 Powder	1,800g
7. Tea	
7.1 Tea leaves, Tea powder	600g
7.2 Instant tea (Liquid)	3,000ml
7.3 Instant tea (Powder)	1,800g
8. Herbal tea	1,200g
9. Chocolate	1,440g
10. Some Particular Kinds of Sauces	2,400ml
In this case means Chilli sauce, Tomato sauce, Papaya sauce, Flour sauce, Coloured Flour sauce, Mixed sauces	
11. Sauce in Sealed Container (Soybean paste, other sauce)	6,000ml
12. Modified Milk for Infant and Modified Milk of Uniform Formula for Infant and Children.	3,500g
13. Flavoured Milk	
13.1 Pasteurization, UHT, Sterilization	3,000ml
13.2 Dried Milk	1,800g
14. Fermented Milk	1,200g

# サンプル商品の重量制限

## Lists of type and quantity of food for importing to be sample A.D.2017

Type of Food	Maximum qty
15. Cow's Milk	
15.1 Plain Fluid Cow's Milk	3,600ml
15.2 Milk Powder	1,800g
15.3 Condensed Milk	2,400g
15.4 Recombined Milk, Filled Milk	3,600g
16. Ice	6-12kg
17. Soy Milk in Sealed Container	
17.1 Liquid (Pasteurization)	3,000ml
17.2 Powder	1,800g
18. Drinking water in Sealed Container	Less than 9,000ml
	5000-9990ml
	6-12L
	12-16L
19. Fish Sauce	3,000ml
20. Honey	1,500ml
21. Oil and Fat	4L
22. Mineral Water	Less than 9,000ml
	5000-9990ml
	6-12L
	12-16L
23. Vinegar	1,500ml
Examine Arsenic, Lead, Copper, Zinc, Iron	4,500ml
24. Butter	1,800g
25. Cheese	1,800g
26. Margarine, Blends, Fat spreads, Blended fat spreads	1,800g
27. Ghee	1,200g
28. Brown Rice Flour	2,000g
29. Food seasoning derived from hydrolysis or fermentation of soybean protein.	4,500ml
29.1 Liquid	4,500ml
29.2 Powder	1,800g

# サンプル商品の重量制限

## Lists of type and quantity of food for importing to be sample A.D.2017

Type of Food	Maximum qty
30. Food Supplement	600g
31. Milk's products	
31.1 Liquid	3,000ml
31.2 Dried	1,800g
32. Meat products	2,000g
33. Jam, Jelly, and Marmalade in sealed containers	4,000g
34. Royal Jelly and Royal Jelly Products	900g
35. Food Additives	500g
36. Flavouring Agents	500g
37. Gelatin dessert and Jelly	1,200g
38. Steviol Glycosides and Foods Containing Steviosole Glycosides	400g
39. Chewing Gum and Candy	500g
40. Food for Infant and Food of Uniform Formula for Infant and Small Children	3,500g
41. Supplementary Food for Infants and Young Children	3,000g
42. Semi-processed Foods	
42.1 Boiled rice-Porridge rice, Glass noodle (Dried)	30 pack
42.2 Broth and concentrated soup in cube, powdered or dried	2,400g
42.3 Seasoning in Semi-processed Foods	200g/type
42.4 Curries and Curry pastes	1,200g
43. Ready-to-Cook Foods and Ready-to-Eat Foods	1,000g
44. Special Purposed Foods	2,000g
45. General Food which are genetically or genetic engineering modified food	2kg
46. Food for weight control person	2,500g
47. Food in sealed container	4,000g
48. Ice cream	
48.1 Milk ice cream, Modified ice cream, Edible ice shall be ice cream	16 unit
48.2 Dried ice cream	1,800g

※ アルコール飲料は、1商品2.2リットル、3商品合計6.6リットル以下でお願いします。

# サンプル商品の国際輸送チェックリスト

参考資料

JETRO

<input type="checkbox"/>	サンプル輸送を行う商品は、3商品（3SKU）以内です。また、商品の種類ごとに重量制限があります（詳細はP67～69「サンプル商品の重量制限」を確認）。ただし、重量制限内であっても輸送できるサンプル商品は1商品あたり最大2kgまでです。 例えば、同じフリーズドライのスープだが、パッケージ違いで醤油味・コンソメ味・わかめ味などで種類が異なる場合、商品数は3SKUとなります。
<input type="checkbox"/>	サンプル輸送を行う商品は、常温（40度に耐えられる）または冷凍品である。 商品は、「常温」と「冷凍」のみ受け付けます。「冷蔵」は受け付けません。「常温」商品に関して、タイ国内輸送時には最高で40度前後になる見込みです。商品の品質維持が可能かどうかご確認ください。タイ国内の保管場所は、室温25度 / 冷凍-18度で保管します。
<input type="checkbox"/>	サンプル輸送を行う商品は、賞味期限・消費期限が《2月24日（金）以降》の商品である。 商品は、2月20日（月）を持って、原則、全品廃棄いたします。
<input type="checkbox"/>	サンプル輸送を行う商品は、下記の商品を含んでいない（下記の商品は取り扱い不可）。 ①牛肉及び牛肉由来の原材料を含む加工品、②香料などでアルコールが使われている商品（酒類はOK）、③サプリメント
<input type="checkbox"/>	サンプル輸送に必要な書類に記載した商品の情報は、一般名詞（英語）を使って書いた。 例えば、「Takoyaki」は外国人には伝わらないためNGです。外国人が読んでも、その商品が何でできているのかわかるように「Japanese octopus balls」等と書いてください。
<input type="checkbox"/>	サンプル輸送に必要な書類は、本事業ウェブサイトの「マイページ」よりアップロードを行った。 「マイページ」よりアップロードいただいた書類は、サンプル輸送担当者に届きます。細かなやり取りに関しては、サンプル輸送担当者から別途メールを差し上げますので、メールのチェックが漏れないようにお気をつけください。

# サンプル商品の国際輸送チェックリスト

参考資料

JETRO

<input type="checkbox"/>	<p>商品のラベル、外装箱のラベルはきちんと鮮明に読むことができる。 ラベルの文字がきちんと読めるかどうか、輸送前に今一度ご確認ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>「サンプル輸送シート」で申告した物以外は、箱に入れていない。 申告した内容より量を多めに入れる、おまけを入れる、チラシやポップなどの販促物を入れるといったことは厳禁です。通関で止められる可能性があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>酒瓶などの割れ物について、梱包は破損などが起きないように、十分な量の緩衝材を使って、隙間なく梱包を行った。 破損した際に「梱包が不十分であった」と判断されると、保険が降りない場合（お客様の費用負担となる）があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>冷凍品について、冷凍状態を保てるように発泡スチロール箱を使用して梱包を行なった。 冷凍品については、海外輸出前に日本国内で一度開封し、ドライアイスを追加します。箱の内部に「5kg程度のドライアイスを追加出来るスペース」を用意して下さい。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>サンプルを国内の指定倉庫に送った後、送り状のコピーを輸送担当者に送った。 倉庫での荷受け準備のため、荷物を発送後、送り状のコピーをスキャンして、サンプル輸送担当者までメール（調整中）でお送り下さい。</p>

## 商品サンプルを直接タイのバイヤーに送る方へ

- バイヤーによっては、商談前のサンプルの直接送付（ジェトロ以外からの送付）は受け付けていません。（バイヤー情報でご確認いただけます。）商談時に必要に応じて、商談後日の自己による送付のための調整を行ってください。なお、クーリエはタイでの追加課金のトラブルが多いため、ご注意ください。
- 商談前のサンプルの直接送付（ジェトロ以外からの送付）を受け付けているバイヤーについては、商談日時の設定連絡を事務局から出品者へ行う際に、直接送付方法もあわせてご案内させていただきます。バイヤー指定の方法に従って送付を行ってください。

# Q&A